

横瀬町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

《第7期（平成30年度～32年度）》

平成30年3月

横 瀬 町

はじめに

我が国の高齢化は世界に例のない早さで進行しており、65歳以上の高齢者人口は、平成29年9月15日現在の推計では3,514万人で、総人口に占める高齢者人口の割合は、27.7%となり、世界でも高い割合となっています。

本町においても、人口の推移は緩やかに減少しており、平成30年3月1日現在の人口は8,410人となっています。その中で、高齢者人口は増加し続け、高齢化率は32.0%と、およそ3人に1人が高齢者となっており、今後さらなる高齢化が見込まれています。



このような状況の中で、本町では横瀬町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケア体制の構築を推進するとともに、介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりました。

このたび策定いたしました横瀬町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画は、前計画からの基本理念である「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を継承し、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進してまいります。

また、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備など、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制の構築に努めてまいります。

第6期計画の達成状況等を踏まえて、平成30年度からの3年間、第7期計画の実現に向けて積極的に取り組んでいく所存でございますので、町民の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等に貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

横瀬町長 富田 能成

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
(1) 法令等の根拠	2
(2) 関連計画との位置づけ	2
3. 計画の基本理念	3
4. 基本目標	4
5. 計画の期間	5
6. 計画の策定及び点検体制	5
(1) 策定委員会の設置	5
(2) アンケート調査等の実施	5
(3) 計画の進捗管理と評価・点検	5

第2章 高齢者等の状況

1. 人口等の状況	7
(1) 総人口の推移及び将来推計	7
(2) 世帯推移と将来推計	8
2. 要支援・要介護認定者の状況	9
3. アンケート調査結果の概要	10
(1) 調査の概要	10
(2) 世帯構成	11
(3) 健康づくり・介護予防について	12
(4) 地域の担い手について	14
(5) 介護・介助について	15
4. 介護保険サービス等の状況	18
(1) 介護給付サービスによる利用者数及び給付費の状況	18
(2) 介護予防給付サービスによる利用者数及び給付費の状況	20

第3章 介護・福祉施策の推進

基本目標1. 健康で生き生きと暮らすために	23
1. 地域支援事業の推進	23
2. 健康づくり支援	28
基本目標2. 安心して介護が受けられるために	30
1. 介護サービスの適正化の取り組み	30
2. 低所得者への負担軽減対策	32
3. 家族介護者への支援	33
4. 介護人材の確保、定着、育成	33

基本目標 3. 住み慣れた地域で暮らしていくために	34
1. 地域密着型サービスの充実	34
2. 居宅介護支援事業所の指定	36
3. 地域包括ケアシステムの推進	37
基本目標 4. 安全・快適な暮らしのために	43
1. 情報提供の充実	43
2. 暮らしやすい生活環境の整備	43
3. 安全・安心に暮らせる生活環境の整備	44
4. 人権・権利擁護の推進	45
5. 高齢者の福祉施設サービス等	46
6. その他の高齢者福祉施策	46
基本目標 5. 社会の一員としての生きがいある暮らしのために	47
1. 社会参加の促進	47
2. 生涯学習、地域活動の促進	48
3. 地域社会の理解の促進	48

第4章 第7期計画の事業量及び給付費

1. 介護保険サービス事業量の推計	49
（1）居宅サービス	49
（2）地域密着型サービス	55
（3）施設サービス	58
2. 介護保険給付費推計	60
（1）介護保険料の算定の流れ	60
（2）介護保険事業費の推計値	61
（3）標準給付費の見込額	63
（4）地域支援事業費の見込額	63
3. 介護保険財政の仕組み	64
4. 第7期介護保険料の見込み	65

資料編

1. 横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱	67
2. 横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会委員名簿	69
3. 策定経過	70
4. 用語解説	71

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、今後は、団塊の世代が後期高齢者となり、本格的な超高齢社会になると予想されています。

介護保険制度は平成12年度の開始以降、我が国の高齢社会の介護問題を解決する制度として定着してきました。

本町においても、「横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を主体に、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供し、高齢者が可能な限り健康で自立した生活ができるよう、様々な課題に取り組んできました。

第3期計画では、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進する「予防重視型システム」を推進、第5期計画では、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む地域包括ケアシステムを重視した高齢者施策を推進してきました。

こうした状況の中、今後も高齢化が進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、支援を必要とする住民が抱える多様な複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による現状把握、課題の解決を図ることが重要となっています。

以上のことから、本計画は、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、地域包括ケアシステムの深化を進める計画として『横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）』を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

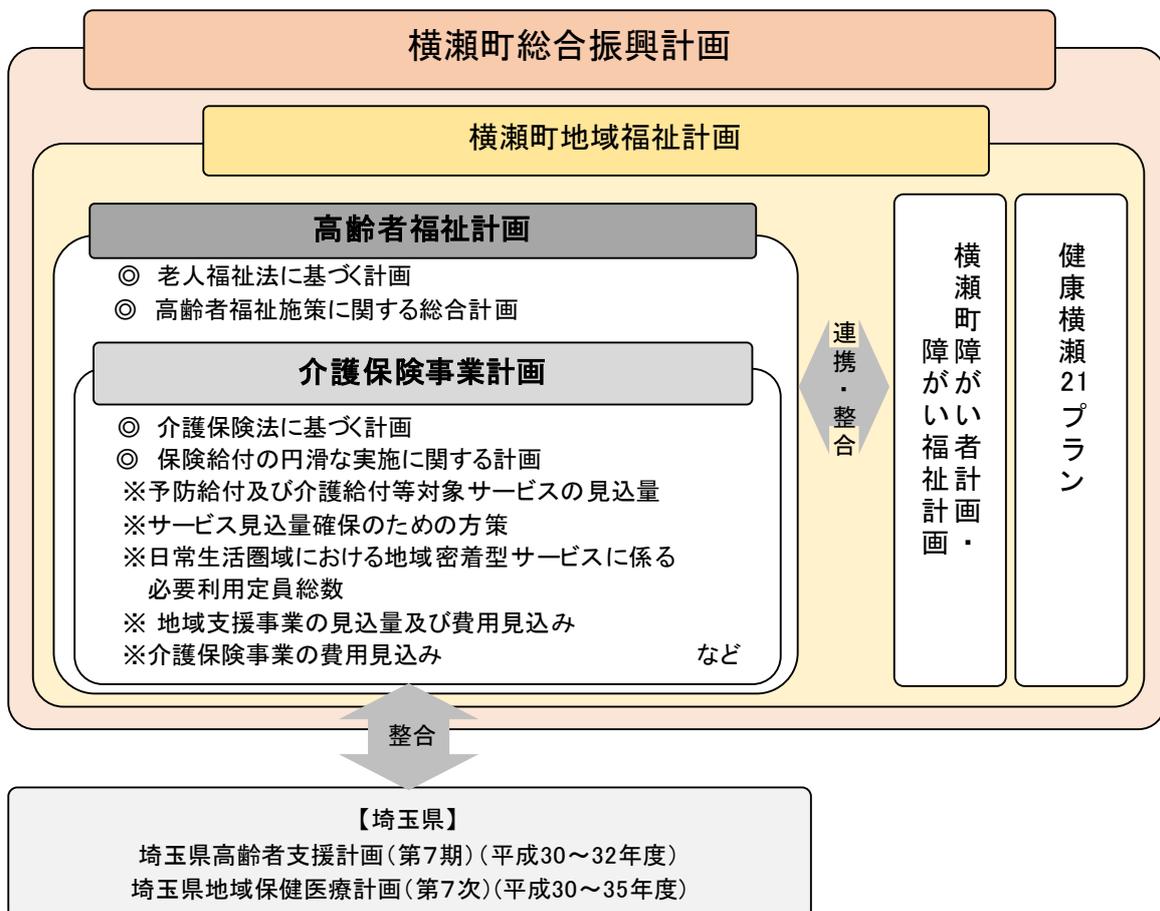
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との位置づけ

本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、上位計画である「横瀬町総合振興計画」と整合性を図り策定する計画です。

また、本町の横瀬町地域福祉計画をはじめ、横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画、健康よこぜ21プラン等の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、埼玉県の高齢者支援計画（第7期）、埼玉県地域保健医療計画（第7次）との整合性を図ります。



3. 計画の基本理念

誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

本町では、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

この基本理念は、平成37年までの中長期的な視野にたっても、あるいは高齢者を取り巻く環境が変化しようとも、地域の人材や社会資源を活かして地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標だと考えられます。

国の方向性でも地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを重要視しており、第7期においてもこの基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を念頭に、保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指します。

さらに、介護が必要となったときには、適切な介護保険サービスが提供できるように、介護サービスの充実を図ります。

4. 基本目標

計画の理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

【基本目標1】 健康で生き生きと暮らすために

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、包括的な支援が身近な地域で受けられるような体制づくりを目指します。

【基本目標2】 安心して介護が受けられるために

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

保険者である町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上を進めるとともに、家族の負担軽減及び相談支援を充実します。

【基本目標3】 住み慣れた地域で暮らしていくために

自助・共助・公助の考え方に基づき、地域全体で高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。

【基本目標4】 安全・快適な暮らしのために

高齢者が尊厳を保ちながら生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や地域住民等も含めた総合的な対策を進めます。

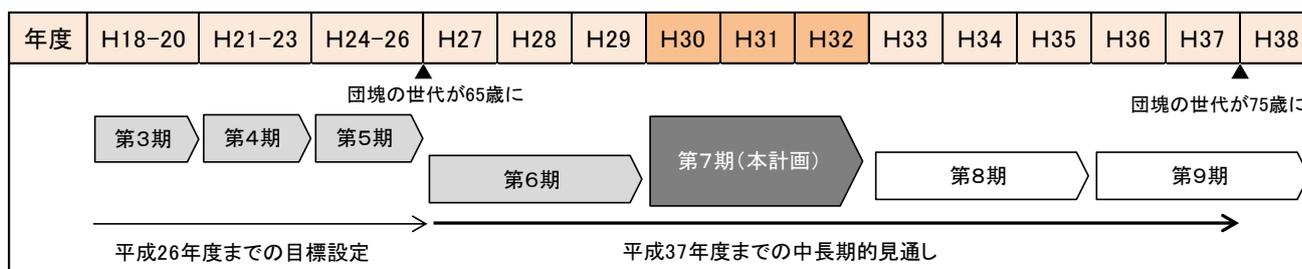
【基本目標5】 社会の一員としての生きがいある暮らしのために

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

5. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度の3年間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



6. 計画の策定及び点検体制

(1) 策定委員会の設置

計画の策定にあたり、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成する「横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会」を設置し、検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、平成29年2月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要支援・要介護認定を受け、居宅で暮らしている人およびその介護をしている人から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者就労状況等を把握するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

本計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度に基づき、広く町民の方から本計画に関する意見を伺いました。

(3) 計画の進捗管理と評価・点検

計画の進行・管理については、年度毎に実施事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行うとともに、計画値の達成状況等について定量的な評価を行います。

また、評価結果については、埼玉県に報告するとともに、町のホームページ等で広く一般に公表することで透明性を確保します。

第 2 章

高齢者等の状況

第2章 高齢者等の状況

1. 人口等の状況

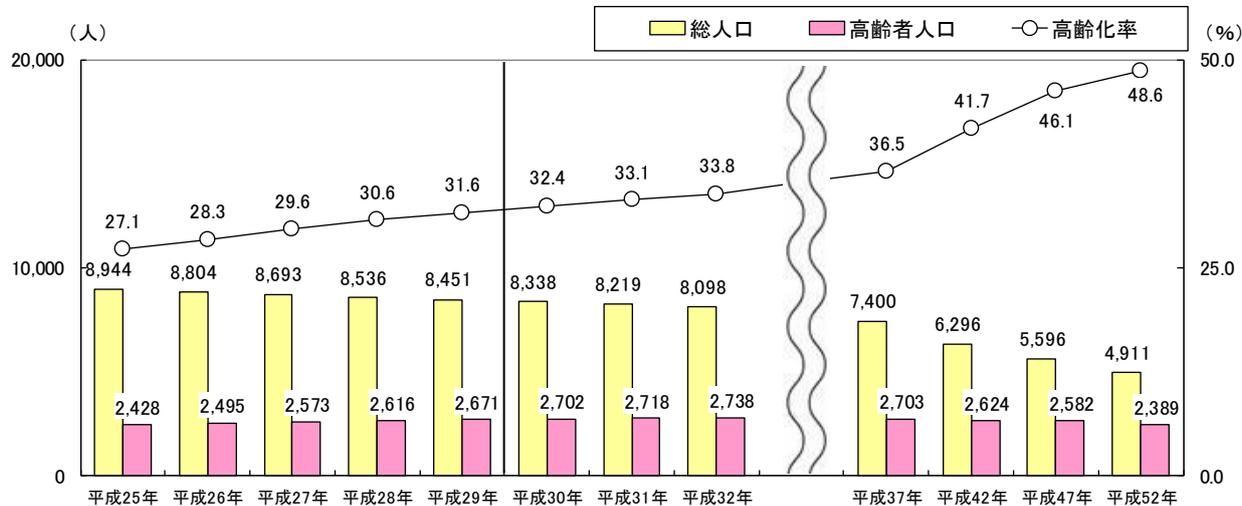
(1) 総人口の推移及び将来推計

本町の総人口の推移は、緩やかに減少しており、平成29年10月現在8,451人となっています。高齢者人口（65歳以上人口）は増加し続け、高齢化率は平成29年10月現在31.6%と約3人に1人が高齢者となっています。

平成30年から平成37年までの人口推計は、平成25年から平成29年までの住民基本台帳人口を基に、推計しています。本町の総人口は緩やかに減少し、平成32年には8,098人、平成37年には7,400人、平成52年には4,911人となると推計されます。

また、高齢者人口は平成32年の2,738人（高齢化率33.8%）をピークに徐々に減少し、平成37年には2,703人（高齢化率36.5%）、平成52年には2,389人（高齢化率48.6%）となると推計されます。

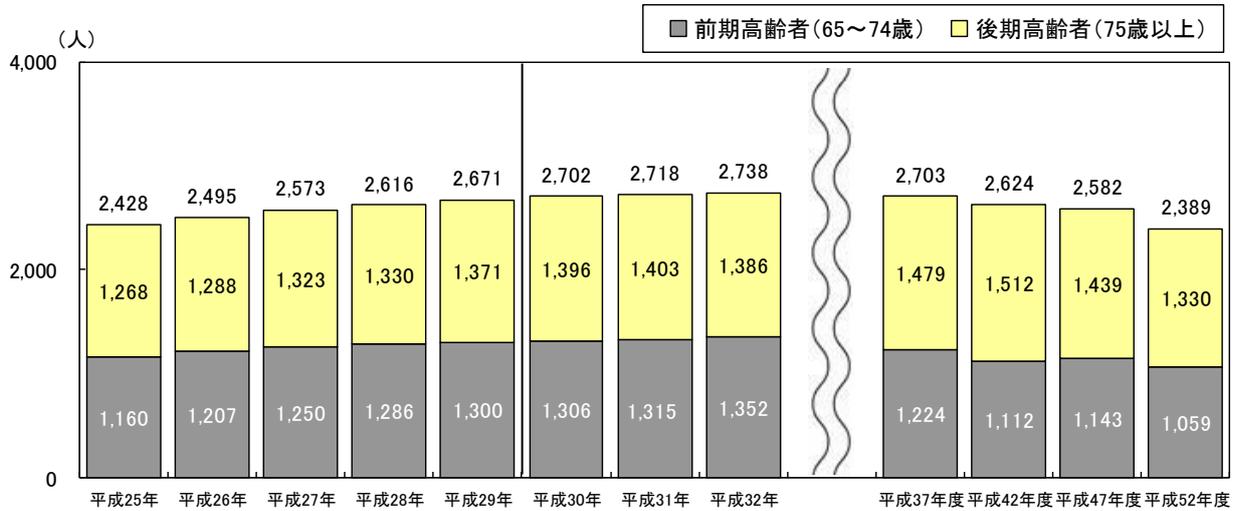
○総人口の推移及び将来推計



資料：平成29年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、平成37年までは平成25年から平成29年の住民基本台帳による推計人口値、平成42年以降は横瀬町人口ビジョンによる趨勢人口値

第2章 高齢者等の状況

○高齢者人口の推移及び将来推計

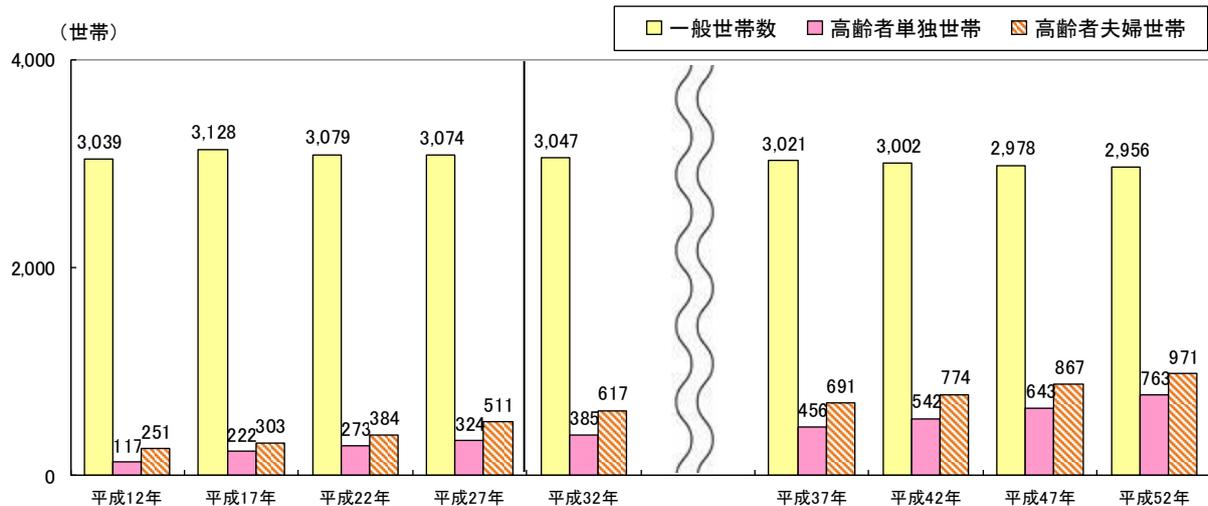


資料：平成29年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、平成37年までは平成25年から平成29年の住民基本台帳による推計人口値、平成42年以降は横瀬町人口ビジョンによる趨勢人口値

(2) 世帯の推移と将来推計

本町の一般世帯の推移は、緩やかに減少しており、平成27年には3,074世帯となっています。一方、平成27年には高齢者単独世帯は324世帯、高齢者夫婦世帯は511世帯と増加し続け、一般世帯を占める割合が高くなっています。また、将来推計ではさらに増え続け、平成32年には高齢者単独世帯は385世帯、高齢者夫婦世帯は617世帯、平成37年には高齢者単独世帯は456世帯、高齢者夫婦世帯は691世帯、平成42年には高齢者単独世帯は542世帯、高齢者夫婦世帯は774世帯、平成47年には高齢者単独世帯は643世帯、高齢者夫婦世帯は867世帯、平成52年には高齢者単独世帯は763世帯、高齢者夫婦世帯は971世帯と予測されます。

○世帯の推移と将来推計



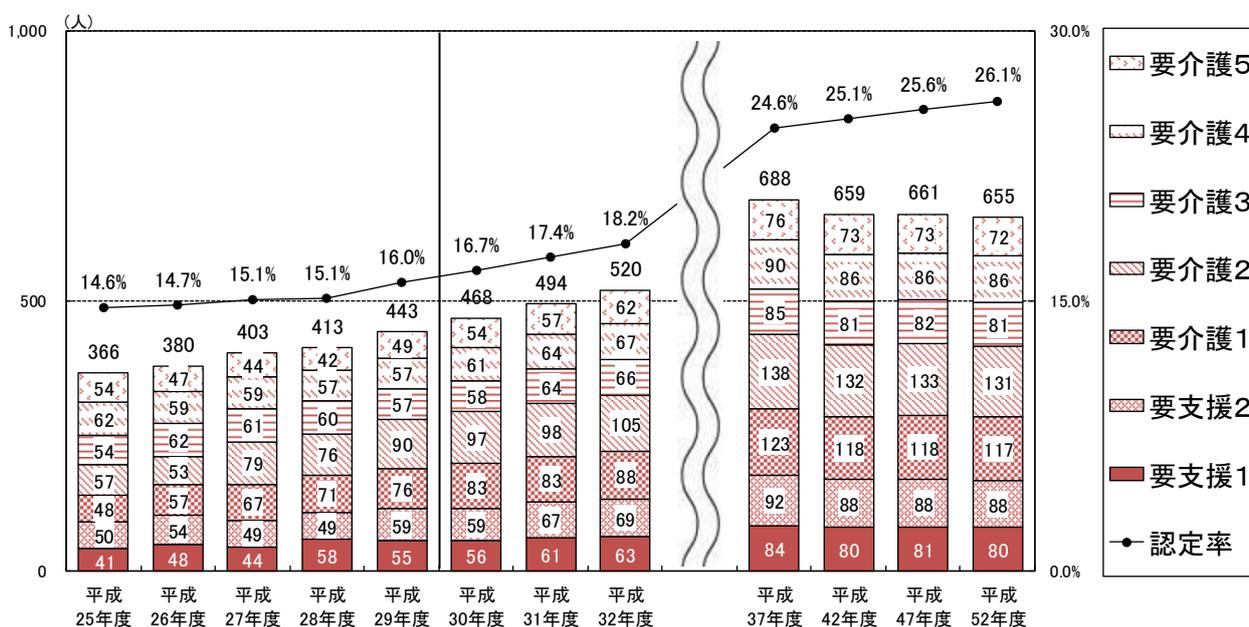
資料：平成27年までは国勢調査、平成32年以降は推計値

2. 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移では、平成29年度現在443人で、平成25年度の366人と比較すると、77人増加しています。

要支援・要介護者の推計値は、推計人口をもとに、要支援・要介護者の出現率の傾向から推計しています。平成30年度以降の推計では、平成32年度では520人（認定率18.2%）、平成37年度の688人（認定率24.6%）をピークに徐々に減少し、平成52年度では655人（認定率26.1%）と想定されます。

○要支援・要介護認定者の推移及び将来推計



資料：介護保険事業状況報告年報（平成29年度は平成29年9月月報値）、
平成30年度以降は見える化システムによる推計値

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

この調査は、平成30年度から平成32年度を計画期間とする横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）を策定するにあたり、高齢者の生活状況や介護の実態及び課題、意見や要望を把握することを目的として実施しました。

■ 調査対象

調査区分	調査対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の高齢者
在宅介護実態調査	要支援・要介護の認定を受けて、居宅で暮らしている65歳以上の高齢者

■ 回収状況

調査区分	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,478件	1,123件	76.0%
在宅介護実態調査	234件	146件	62.4%

■ 分析・表示

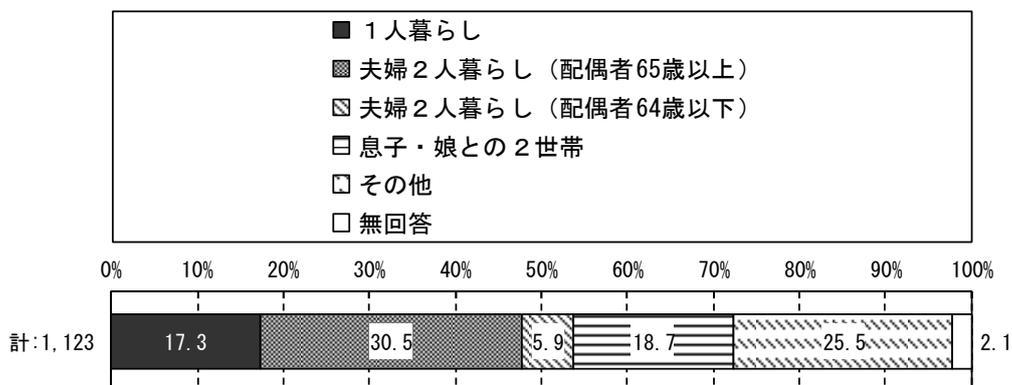
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・グラフ中の（計：〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致しない場合があります。

(2) 世帯構成

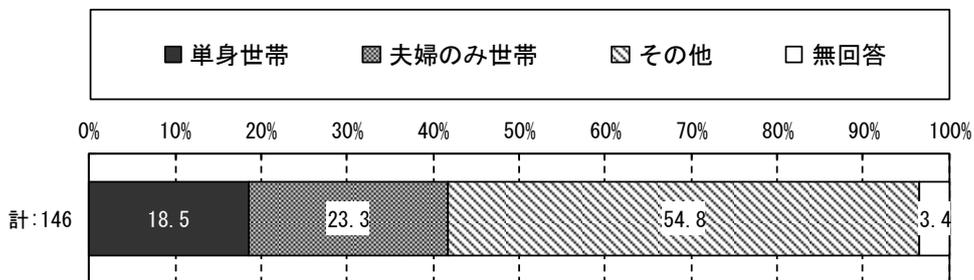
家族構成については、介護予防・予防日常生活圏域ニーズ調査では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が最も多くなっています。また、「ひとり暮らし」または「単身世帯」と回答した人は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では17.3%、在宅介護実態調査では18.5%となっています。

高齢化が進む中、今後も1人暮らし高齢者や65歳以上の夫婦のみ世帯に対しては、緊急時や災害時の支援・声かけなど、地域の支えあいや見守り活動などが重要となります。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■在宅介護実態調査



(3) 健康づくり・介護予防について

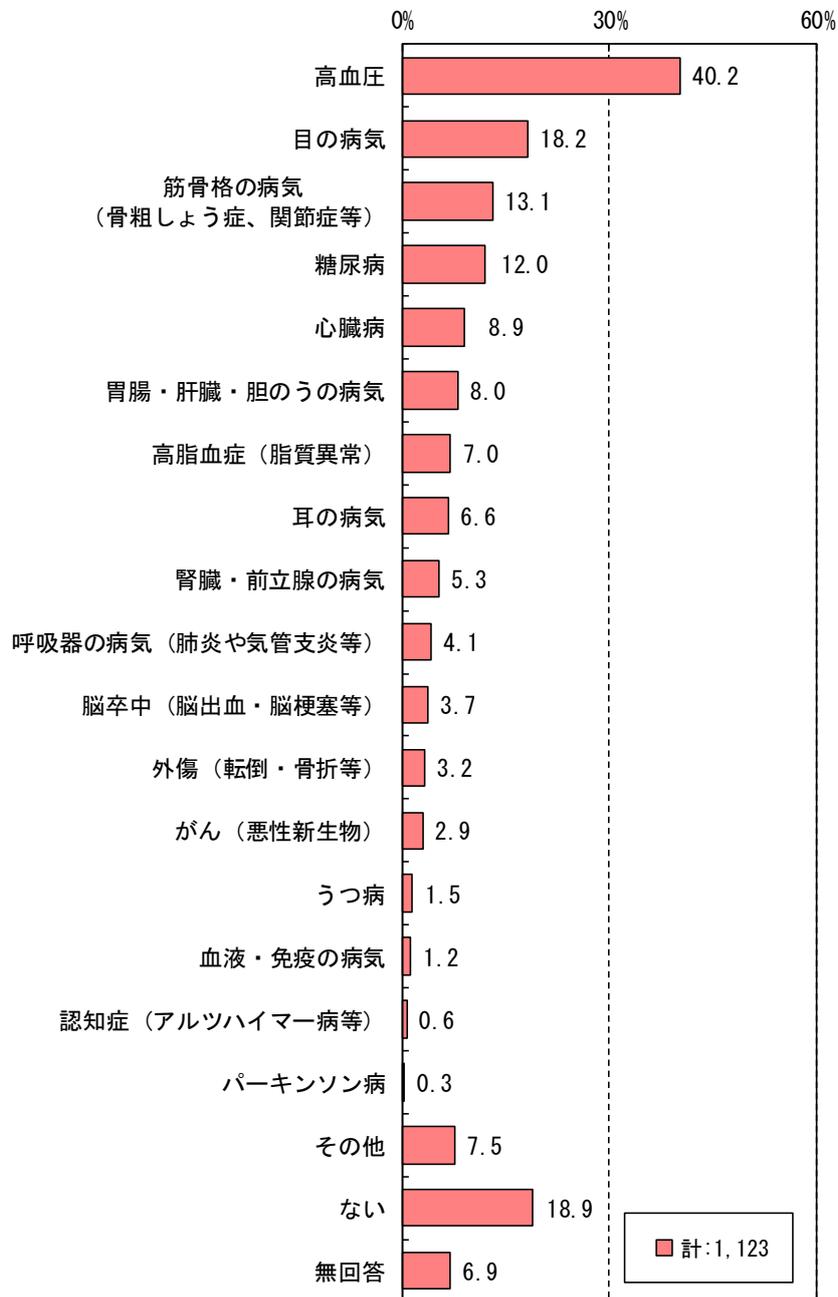
①健康づくりについて

現在治療中もしくは後遺症のある病気は、「高血圧」が40.2%と最も多く、次いで、「目の病気」(18.2%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(13.1%)となっています。

なお、18.9%は「ない」と回答しています。

若年期からの健康づくりや介護予防の意識向上の働きかけ、介護予防教室事業等への参加の促進などが重要となっています。

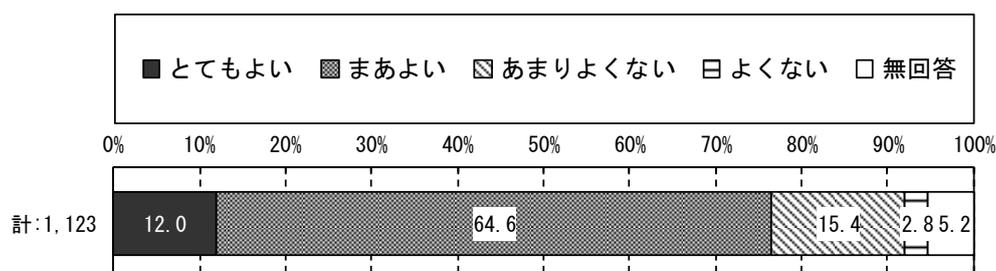
■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



②健康状態について

現在の健康状態について、「まあよい」が64.6%で最も多く、次いで、「あまりよくない」(15.4%)、「とてもよい」(12.0%)となっています。大別して、『健康状態がよいと思う人の割合』(「とてもよい」及び「まあよい」の合計)は約8割を占めています。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



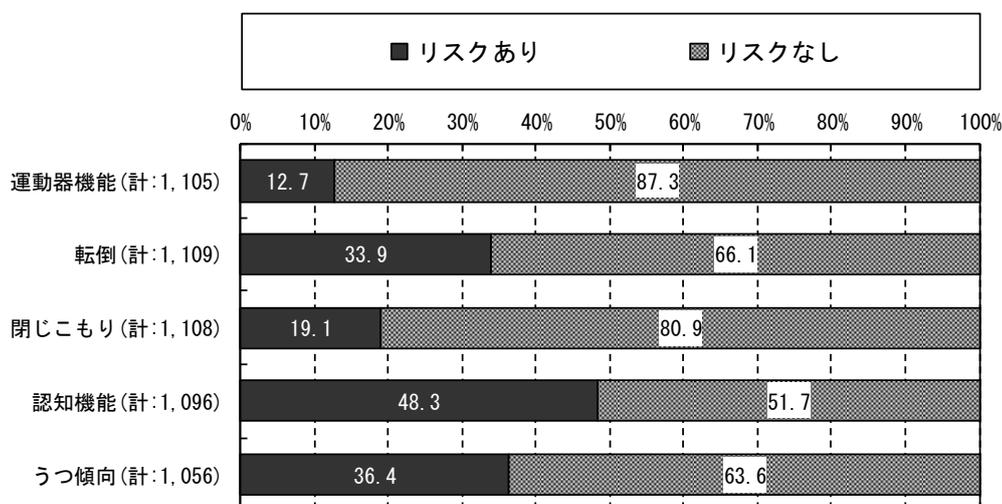
③リスク該当者について（介護予防日常生活圏域ニーズ調査）

運動器機能の低下で12.7%、転倒について、33.9%が有リスク者となっています。閉じこもり傾向について、19.1%が有リスク者となっています。認知機能の低下について、48.3%が有リスク者となっています。うつ傾向について、36.4%が有リスク者となっています。

こうしたことから、介護が必要となる前に、高齢早期に機能低下を自覚し改善するための啓発を行うとともに、運動器機能向上を図るための介護予防事業につなげていく必要があります。

また、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

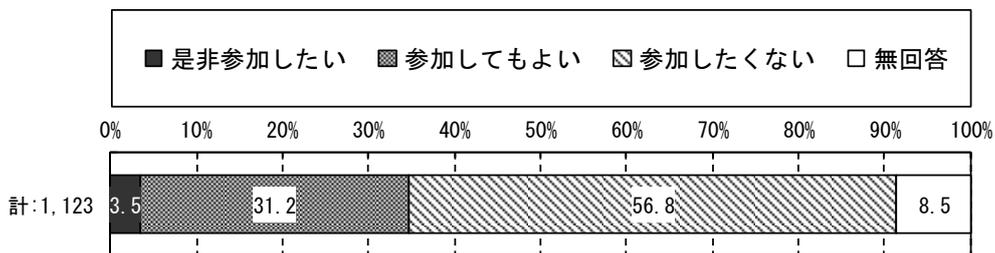


(4) 地域の担い手について

地域住民による活動に企画・運営(お世話役)として参加について、「是非参加したい」が3.5%、「参加してもよい」が31.2%と、参加意向は約3割となっています。一方、56.8%は「参加したくない」と回答しています。

地域住民による交流の場として、介護予防・日常生活支援総合事業のサロンを創設し、それに伴う企画運営などに携わる担い手の育成を重点的に取り組んでいく必要があります。

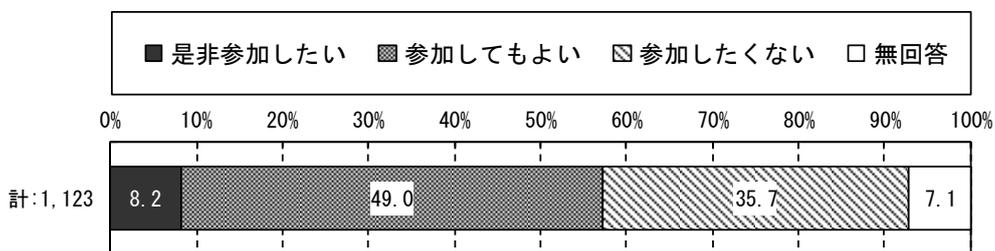
■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



また、地域住民による活動に参加者として参加について、「是非参加したい」が8.2%、「参加してもよい」が49.0%と、参加意向は約6割となっています。一方、35.7%は「参加したくない」と回答しています。

経験豊かな高齢者をあらたな生活支援サービスの担い手として育成し、地域社会で活躍できる仕組みを検討していくことが必要です。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



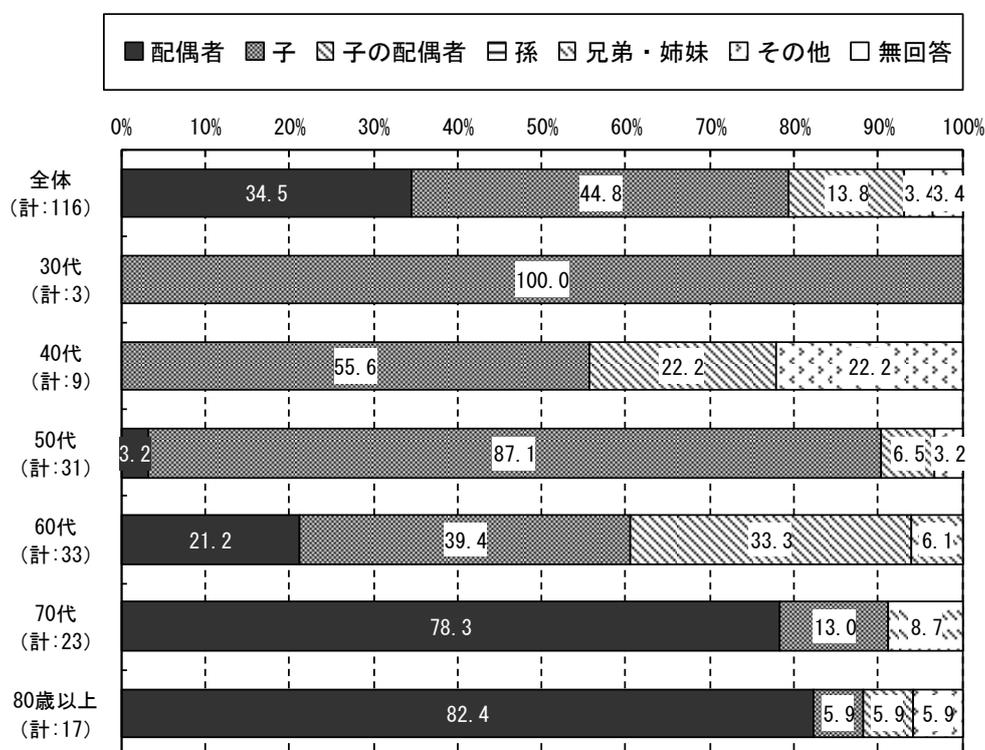
(5) 介護・介助について

① 主な介護者・介助者

主な介護者・介助者については、「子」、「配偶者」、「子の配偶者」が多く、主な介護者・介助者は家族が多く占めています。また、主な介護者・介助者の年齢別でみると年齢が高くなるほど、配偶者と回答しています。

高齢化がさらに進展していく中、老老介護世帯も増加が見込まれることから、介護者の負担軽減や生活を支えるためのサービスの一層の充実が必要です。

■ 在宅介護実態調査

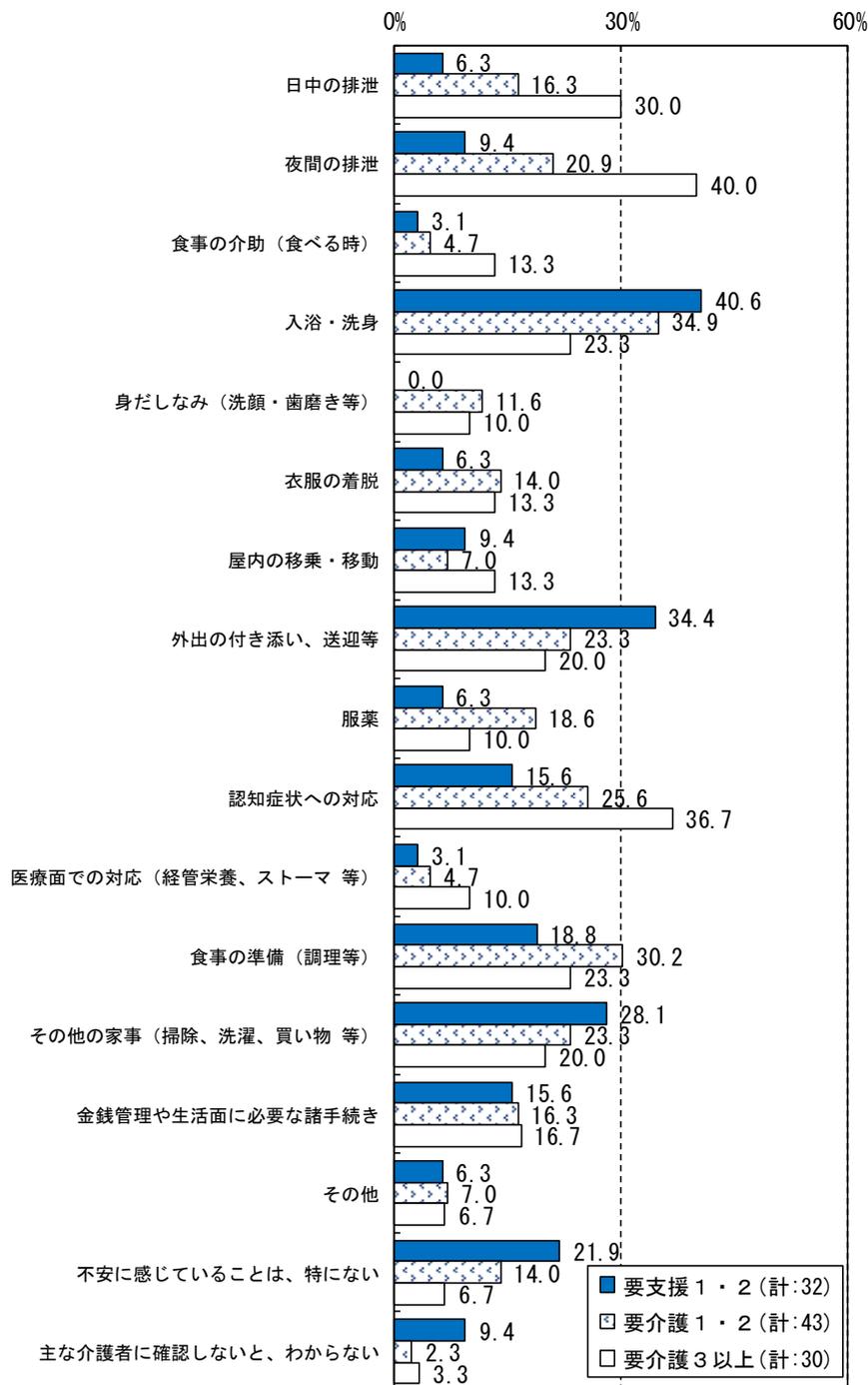


②主な介護者が不安を感じる介護

「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護」について、要介護3以上では、「認知症状への対応」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」について、主な介護者の不安が大きくなっています。

これらが、主な介護者が「在宅生活の継続が困難」と判断する特に重要なポイントと考えられ、こうした家族介護者の「認知症状への対応」の介護不安に対しては、地域包括支援センターを中心に進められている認知症施策を今後も推進していく必要があります。

■在宅介護実態調査

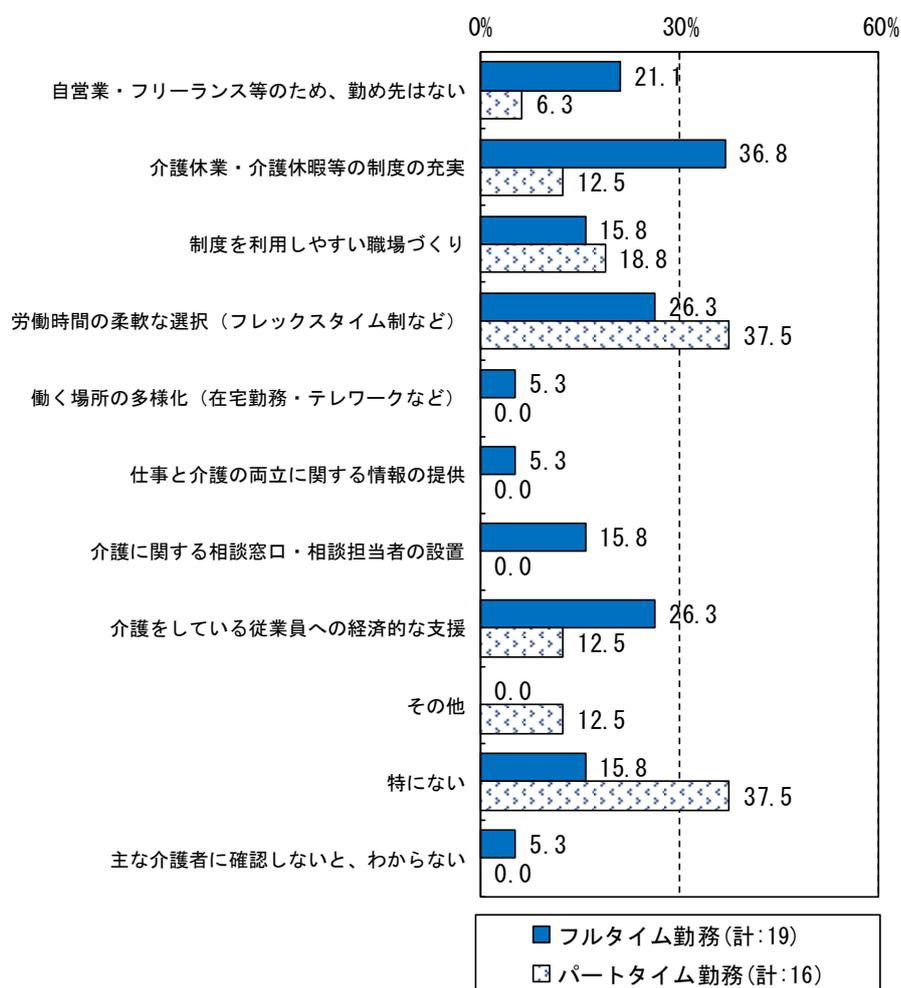


③主な介護者の勤め先からの支援

主な介護者の勤め先からの支援については、フルタイムでは、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、パートタイムでは「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の要望が高くなっています。

介護者の多様な就労状況や家庭環境に対応した柔軟なサービス提供体制を整えることとともに、企業等では働き方の見直しを通じ、介護等の時間的制約を持ちながら働くことが可能な職場づくりに取り組み、介護に直面した社員等の離職防止を推進していく必要があります。

■在宅介護実態調査



4. 介護保険サービス等の状況

(1) 介護給付サービスによる利用者数及び給付費の状況

介護給付によるサービス利用者の状況をみると、すべてのサービスで実績値は計画値の範囲内となっています。実績値の伸び率は、全体で102.7%と伸びています。

通所介護については、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が平成28年度から地域密着型通所介護へ移行し、減少していますが、移行前分、移行分を合わせると利用者は増加しています。

○介護サービスによる利用者数の状況

単位：人

	平成27年度			平成28年度			実績 伸び率 (H28/H27)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	36	30	82.2%	45	28	62.2%	94.6%
訪問入浴介護	6	2	36.1%	7	3	46.4%	150.0%
訪問看護	20	8	41.3%	25	11	42.0%	127.3%
訪問リハビリテーション	14	4	26.2%	18	5	28.7%	140.9%
居宅療養管理指導	10	9	94.2%	13	10	76.9%	106.2%
通所介護	88	87	99.3%	102	42	41.2%	48.0%
通所リハビリテーション	37	22	58.3%	44	25	57.8%	117.8%
短期入所生活介護	26	25	94.2%	33	24	72.7%	98.0%
短期入所療養介護(老健)	6	3	41.7%	8	2	25.0%	80.0%
短期入所療養介護(病院等)	5	0	0.0%	7	0	0.0%	—
福祉用具貸与	76	65	85.2%	89	66	74.6%	102.6%
特定福祉用具購入費	33	1	4.3%	40	1	2.7%	76.5%
住宅改修費	28	1	4.5%	34	1	3.4%	93.3%
特定施設入居者生活介護	12	10	82.6%	13	10	77.6%	101.7%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	0	1	—	0	2	—	172.7%
小規模多機能型居宅介護	0	4	—	0	3	—	82.2%
認知症対応型共同生活介護	14	10	74.4%	16	11	67.2%	103.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	29	28	95.1%	29	26	91.1%	95.8%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—	—
地域密着型通所介護	0	0	—	0	45	—	—
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	42	30	70.8%	44	32	73.3%	108.4%
介護老人保健施設	41	35	85.0%	43	36	82.8%	102.2%
介護療養型医療施設	3	3	91.7%	3	2	69.4%	75.8%
(4) 居宅介護支援	141	133	94.1%	158	137	86.9%	103.5%
合計	667	509	76.3%	771	523	67.8%	102.7%

資料：見える化システム（介護保険事業状況報告 年報）

また、介護給付による給付費の状況をみると、介護給付サービスの利用者は計画内で収まっているものの、給付費においては実績値が計画値を上回っているサービスもあり、特に短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護療養型医療施設で顕著となっています。実績値の伸び率は、全体で96.6%となっています。

○介護サービスによる給付費の状況

単位：千円

	平成27年度			平成28年度			実績 伸び率 (H28/H27)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	16,545	19,248	116.3%	20,946	14,337	68.4%	74.5%
訪問入浴介護	3,033	930	30.7%	3,936	2,021	51.4%	217.2%
訪問看護	8,807	3,277	37.2%	11,910	4,842	40.7%	147.7%
訪問リハビリテーション	7,439	1,555	20.9%	9,251	2,110	22.8%	135.8%
居宅療養管理指導	1,151	1,431	124.3%	1,395	1,276	91.5%	89.2%
通所介護	99,317	98,343	99.0%	120,175	40,977	34.1%	41.7%
通所リハビリテーション	34,332	19,600	57.1%	51,475	20,783	40.4%	106.0%
短期入所生活介護	25,726	39,613	154.0%	27,996	36,381	130.0%	91.8%
短期入所療養介護(老健)	3,708	2,110	56.9%	5,614	1,717	30.6%	81.3%
短期入所療養介護(病院等)	4,341	0	0.0%	5,785	0	0.0%	—
福祉用具貸与	13,437	11,785	87.7%	16,477	11,899	72.2%	101.0%
特定福祉用具購入費	670	420	62.7%	670	323	48.2%	76.9%
住宅改修費	1,963	1,242	63.3%	2,008	1,006	50.1%	81.0%
特定施設入居者生活介護	15,737	20,127	127.9%	18,669	21,126	113.2%	105.0%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	0	672	—	0	1,742	—	259.2%
小規模多機能型居宅介護	0	9,173	—	0	6,279	—	68.4%
認知症対応型共同生活介護	40,463	30,761	76.0%	47,027	31,477	66.9%	102.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	—
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	83,989	77,355	92.1%	83,826	70,749	84.4%	91.5%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—	—
地域密着型通所介護	0	0	—	0	48,268	—	—
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	126,866	85,891	67.7%	133,768	93,109	69.6%	108.4%
介護老人保健施設	125,415	110,112	87.8%	130,979	108,603	82.9%	98.6%
介護療養型医療施設	6,075	10,077	165.9%	6,063	7,414	122.3%	73.6%
(4) 居宅介護支援	23,844	23,749	99.6%	27,260	23,495	86.2%	98.9%
合計	642,858	567,471	88.3%	725,230	549,935	75.8%	96.9%

資料：見える化システム（介護保険事業状況報告 年報）

(2) 介護予防給付サービスによる利用者数及び給付費の状況

予防給付によるサービス利用者の状況をみると、実績値が計画値を下回るサービスが多くなっています。計画値を上回ったサービスは介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションとなっています。なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護については平成28年度以降、介護予防サービス給付費から介護予防・日常生活支援総合事業へ随時移行しているため、減少傾向となっています。介護予防・日常生活支援総合事業への移行分の影響によって実績値の伸び率は、全体で79.4%となっていますが、サービスによっては実績の伸び率が伸びているものも見受けられます。

○介護予防サービスによる利用者数の状況

単位：人

	平成27年度			平成28年度			実績 伸び率 (H28/H27)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	42	25	60.3%	0	13	—	49.7%
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	—
介護予防訪問看護	1	1	75.0%	1	1	125.0%	166.7%
介護予防訪問リハビリテーション	7	6	89.3%	8	6	78.1%	100.0%
介護予防居宅療養管理指導	3	1	41.7%	4	2	56.3%	180.0%
介護予防通所介護	37	29	78.8%	0	14	—	49.6%
介護予防通所リハビリテーション	14	15	108.9%	16	16	102.6%	107.7%
介護予防短期入所生活介護	1	1	75.0%	1	1	91.7%	122.2%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	—	0	0	—	100.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—	—
介護予防福祉用具貸与	22	18	82.2%	24	20	83.3%	109.2%
特定介護予防福祉用具購入費	8	1	8.3%	9	1	6.5%	87.5%
介護予防住宅改修	11	1	5.3%	13	1	3.8%	85.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	3	2	52.8%	3	3	86.1%	163.2%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1	—	0	1	—	109.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—	—
(3) 介護予防支援	77	69	89.0%	78	56	71.4%	81.3%
合計	226	169	74.9%	157	134	85.5%	79.4%

資料：見える化システム（介護保険事業状況報告 年報）

また、介護予防による給付費の状況をみると、予防給付サービスの利用者同様、実績値が計画値を下回るサービスが多くなっています。計画値を上回ったサービスは介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護となっています。実績値の伸び率は、全体で75.1%となっています。

○介護予防サービスによる給付費の状況

単位：千円

	平成27年度			平成28年度			実績 伸び率 (H28/H27)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問介護	10,196	5,403	53.0%	0	2,658	—	49.2%
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	—
介護予防訪問看護	406	402	99.1%	449	305	68.0%	75.9%
介護予防訪問リハビリテーション	1,484	2,003	134.9%	1,794	2,223	123.9%	111.0%
介護予防居宅療養管理指導	428	182	42.5%	549	343	62.4%	188.3%
介護予防通所介護	15,255	9,639	63.2%	0	4,066	—	42.2%
介護予防通所リハビリテーション	6,760	5,893	87.2%	7,715	6,030	78.2%	102.3%
介護予防短期入所生活介護	66	215	325.6%	77	526	682.6%	244.6%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	43	—	0	14	—	33.2%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—	—
介護予防福祉用具貸与	2,384	1,251	52.5%	2,656	1,095	41.2%	87.5%
特定介護予防福祉用具購入費	200	258	128.9%	220	152	68.9%	58.8%
介護予防住宅改修	550	290	52.8%	650	412	63.4%	141.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	3,087	1,554	50.4%	3,081	2,184	70.9%	140.5%
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	511	—	0	512	—	100.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—	—
(3)介護予防支援	4,111	3,670	89.3%	4,154	2,990	72.0%	81.5%
合計	44,927	31,315	69.7%	21,345	23,509	110.1%	75.1%

資料：見える化システム（介護保険事業状況報告 年報）

また、総合事業移行後の介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」へ随時移行しており、予防給付との比較は次のとおりで移行前と比較して減少しています。

○総合事業移行の状況

単位：千円

	平成28年度	移行前の 介護予防給付 (平成27年度)	移行後 介護予防給付 (平成28年度)	移行前と移行後の 予防給付費の比較
第1号訪問事業	2,939	5,403	2,658	△ 2,745
現行相当サービス	2,799			
基準緩和サービス	140			
第1号通所事業	4,073	9,639	4,376	△ 5,263
現行相当サービス	3,450			
基準緩和サービス	623			
介護予防・日常生活支援総合事業	7,012	15,042	7,034	△ 8,008

資料：健康づくり課

第 3 章

介護・福祉施策の推進

第3章 介護・福祉施策の推進

基本目標1 健康で生き生きと暮らすために

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

1. 地域支援事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年の介護保険法一部改正により、全ての市町村に導入が義務付けられ、本町においても、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

この事業は、市町村が主体となり、地域の実情に応じて、地域住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。既存の介護事業所だけではなく、NPO、ボランティア団体、民間企業、地域住民などによるサービス提供も可能となり、高齢者の生活を地域全体で支援する取り組みが進むことにより、地域活力の向上につながることを期待できます。また、自立や社会参加の意欲が高い高齢者には、サービスの担い手として活動する場の提供も可能となります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されており、要支援者等の多様な生活支援のニーズに応えられるよう、専門職によるサービスに加え、多様な実施主体によるサービスの充実を図っていきます。

①介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防給付のうち「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」については、市町村が実施主体となり、介護予防・生活支援サービス事業の中で実施します。

一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを提供することにより、介護予防を促進し、地域における自立した生活の継続を支援していきます。

なお、秩父圏域では、1市4町で連携して地域支援事業実施要綱に基づき、実施していきます。

ア. 訪問型サービス

介護保険事業所の専門職による従来の訪問介護相当サービスに加え、緩和した基準による訪問サービスを提供していきます。また、緩和した基準による訪問サービスについては、社会福祉協議会、シルバー人材センター等により提供できる体制を構築していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績		見込量			
	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
人数	191	372	375	380	385	410

イ. 通所型サービス

介護保険事業所の専門職による従来の通所介護相当サービスに加え、緩和した基準による通所サービスを実施します。また、住民主体による通所型サービスを広げていきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績		見込量			
	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
人数	204	402	410	420	430	480

ウ. 介護予防ケアマネジメント

要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や町の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業（28 ページに掲載）

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者の実態把握、多様な相談支援、権利擁護のための対応を行います。

また、地域包括ケアシステムネットワークによる地域全体の支援体制の強化、「地域包括ケア会議」による地域課題の抽出、適切なサービス利用のためのケアマネジメント支援の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携や認知症施策を推進します。

また、地域の需要と供給に対応すべく、地域の資源発掘や、サービスの結びつけなどを行う、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域における生活支援体制の取り組みを推進します。

①地域包括支援センターの運営と機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターで、地域の関係機関や居宅介護支援専門員等と連携を強化し、高齢者の生活を総合的に支援する体制を築きます。

また、高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、地域への訪問や実態把握等の活動を十分行えるよう、業務量に応じた職員の適正配置を進めます。

さらに、地域包括支援センターの機能を充実させるため、職員研修等の機会を増やすことや3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）を継続的に確保します。

②地域包括支援センター運営協議会による運営評価の実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターで、地域の関係機関や居宅介護支援専門員等と連携を強化し、高齢者の生活を総合的に支援する体制を進めます。

③総合相談支援

高齢者の心身の状況、居宅における生活の実態、その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉等に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整、被保険者の保健・医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行います。

■実績と見込量

単位：件

区分	実績			見込量				
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度	
相談件数	電話	149	234	191	195	200	210	240
	来所	77	102	55	60	70	80	100
	訪問	158	183	171	175	180	190	210

④地域ケア会議

町では、地域包括支援センターにおいて、多職種協働により個別ケースのケアマネジメント支援のための個別ケア会議を開催するとともに、その会議において蓄積された手法や地域課題を共有し、総合的に調整、推進等を行う地域包括ケア推進会議を開催します。

また、秩父圏域において、地域課題を解決するために構築された『ちちぶ版地域包括ケアシステム（ちちぶいきあいシステム）』により秩父圏域全体での取り組みを推進します。

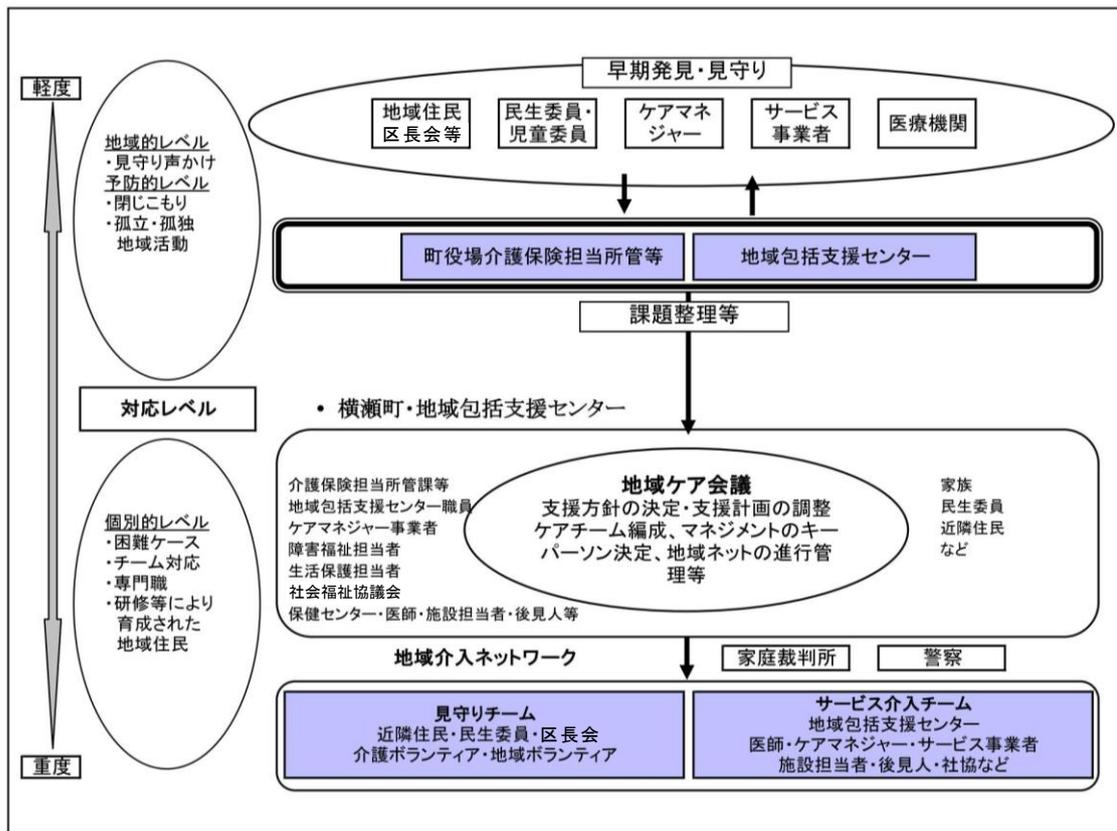
自立支援型地域ケア会議への移行については、研修会等への出席、先行自治体の事例などを参考にしながら開催に向けて検討します。

■個別ケア会議の開催実績と見込量

単位：回

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
開催回数	10	10	10	12	12	12	12

○地域包括ケアの連携フロー



⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員に対し、関係機関との連携の支援、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。また、地域の専門職のネットワーク体制の整備を行うことで、質の高い人材の定着を目指します。

⑥権利擁護事業（45 ページに掲載）

⑦在宅医療・介護連携の推進（39 ページに掲載）

⑧認知症施策の推進（40 ページに掲載）

⑨生活支援サービス（42 ページに掲載）

（3）任意事業

任意事業は、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業が該当し、市町村の独自事業となります。

①配食サービス事業

低栄養状態のおそれがあり、認知症等により見守りが必要なひとり暮らし等の高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配し、同時に安否確認を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

■実績と見込量

単位：人／件

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
実人員	17	23	25	28	30	35	40
延べ給付件数	2,003	2,623	2,911	3,024	3,240	3,780	4,320

②紙おむつ給付事業

要介護3以上で一定条件に該当する在宅で生活する障がいのある高齢者や認知症高齢者に対し、紙おむつの給付を行うことにより、本人及び同居する家族を援助し、精神的及び経済的な負担等の軽減を図ります。

■実績と見込量

単位：人／件

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
実人員	21	21	21	23	25	28	35
延べ給付件数	227	243	243	276	300	336	420

2. 健康づくり支援

(1) 一般介護予防事業

地域支援事業の一環として、地域における自主的な介護予防活動を育成・支援し、高齢者が生き生きと活動できるよう、介護予防事業を実施します。

高齢者を年齢や心身の状況等により、分け隔てることなく、誰もが参加できるような地域における住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じ、収集した情報等を活用し、閉じこもり等により支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

地域からの情報提供等により、介護予防を必要とする高齢者を早期把握していきます。

②介護予防普及啓発事業

町の広報紙、パンフレット、敬老会、健康まつりなどで介護予防について基本的な知識の普及啓発や講座を開催する事業です。

今後も生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識や、転倒予防、認知症等についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性を意識啓発していきます。

③地域介護予防活動支援事業

介護予防事業を普及させるためのボランティアを養成し、介護予防に資する体操の実施など、地域における住民主体の通いの場を充実させるための支援を行います。

地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

平成30年度以降は、対象者のレベルに合わせた体操教室を1年を通して実施し、自立した生活が送れるよう支援していきます。またそれ以外に、認知症予防や男性向けの栄養改善や運動器機能向上の講座、地域における介護予防事業の支援も実施していきます。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
介護予防教室 (おたっしや教室)	676	599	484				
ミニデイサービス 事業	815	824	216				
はつらつ体操教室	486	678	704				
かわせみ教室	101	制度改正により廃止					
脳トレいきいき 教室		69	72				
体操教室 のびのびコース				720	864	960	960
体操教室 ゆうゆうコース				594	612	630	630
体操教室 あくていぶコース				456	468	480	480
脳活塾 (認知症予防)				78	84	90	120
男性向けの講座				60	72	80	120
いきいき百歳体操 サポーター 【実人数】			120	40	50	70	180
いきいき百歳体操 (かわせみ体操)			120	2,160	2,880	3,600	7,200

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業を評価し、その評価結果に基づき、事業全体の改善を目的とします。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域における住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職等を派遣し支援していきます。

基本目標2 安心して介護が受けられるために

1. 介護サービスの適正化の取り組み

介護保険制度の定着とともに介護費用額が増大し、介護保険料の上昇をまねく状況にあり、事業者への適切な指導、監督が求められているところです。介護サービスの利用にあたっては、サービスの利用に至るまでの要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供等の各段階において、制度運用が適切に行われなければなりません。

本町は、平成12年の介護保険制度施行以来、介護給付の適正化を進めています。具体的には、「埼玉県介護給付適正化計画」に基づき、縦覧点検による過誤調整を始めとする取り組みを進め、介護給付費の適正化を通じ持続可能な介護保険制度を構築します。

(1) 要介護認定の適正化

新規の申請に対する認定調査については、県外居住等の特別な事情を除き、介護保険制度施行当初から町直営にて実施しており、今後も同様に実施していきます。また、調査員の知識向上のため研修会等への積極的な参加を促します。

介護保険を申請する人の中には、認定を受けたものの介護サービスの利用がない人がいることから、申請受付時に相談を受け、適切なサービスの紹介を行います。

(2) ケアマネジメントの適正化

サービス利用の適正化を図るため、ケアプランの確認指導を行うことにより、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、事業所の特性を確認することにより、利用の適正化を推進します。

①適切なケアプランの推進

適切なケアプランを推進していくために、地域包括支援センターと連携、協力し、また、埼玉県国民健康保険団体連合会システムを有効に活用しながら、ケアプランの確認、分析を実施します。

②住宅改修等の点検

住宅改修については、申請手続きの方法や改修の必要性について、改修事業者や担当ケアマネジャーへの指導をより徹底し、改修後の実地確認・点検を充実します。

軽度者への福祉用具貸与については、町独自の申請書類等を整備し、厚生労働省の示す基準を踏まえ、ケアマネジャーへの指導及び確認内容を徹底します。

③研修会等の開催

研修会等の開催については、町単独ではなく、広域的に共同で実施していけるように他の市町や県と連絡調整を行っていきます。

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

①指導・監査

事業所の指導等については、「介護保険施設等実地指導マニュアル」等の指針に基づき、実施していきます。また、県の指導、監査等にも同席するなど連携を図ります。

②苦情・通報情報の適切な把握及び分析

様々な苦情、相談等に対応する町独自のマニュアルや様式等を整備し、関係機関と連携を図り対応していきます。

③不当請求あるいは過誤請求の多い事業者への重点的な指導

埼玉県国民健康保険団体連合会システム等を有効活用し、それぞれの事業所の特徴を把握し、必要があれば県との連携を図り指導等を行います。

④介護給付費通知の送付及び受給者等から提供された情報の活用

サービス利用者に介護保険制度の理解を深めるとともに利用された介護サービス費用等をお知らせするために、年2回介護給付費通知を送付していきます。

⑤国保連合会介護給付適正化システムの活用

埼玉県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、医療情報との突合及び縦覧点検を実施します。

疑義があると思われるケースについては、電話での確認やサービス利用票、給付管理票及び確認書類等の提出を求め、適正な介護サービスを提供しているか確認を行います。

また、介護保険担当だけでなく、各医療保険担当とも連携を図って実施していきます。修正が必要な給付費があった場合は、過誤調整等を行います。

(4) 制度の周知

町の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットなど分かりやすい情報の提供に心掛け、制度やサービスの内容の周知を行います。

また、出前講座等を実施し、老人クラブ、各種団体へより分かりやすい説明を実施し、ひとり暮らし高齢者等で情報が届きにくい方などへの配慮もしていきます。

2. 低所得者への負担軽減対策

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で利用ができなかったり、制限されたりすることがないように、個別の事情に応じた利用者負担の軽減策を実施しています。

今後も、経済的な理由で必要なサービスを受けられないことがないように、引き続き、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度についての周知を図ります。

(1) 高額介護（介護予防）サービス費給付

介護保険のサービスに対して支払った1か月ごとの利用者負担の合計が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

(2) 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費給付

施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。

(4) 社会福祉法人等への利用者負担額軽減制度

低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成することにより、低所得者の利用支援を図ります。

(5) 介護サービス利用料補助金制度

低所得者（町民税世帯非課税）の方が、在宅の介護サービス等を利用した場合に、利用者負担額の一部を町が補助する介護サービス利用料補助金制度の周知及び利用促進を図ります。

3. 家族介護者への支援

介護保険法等の改正や国の示す指針において、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護に取り組む家族等への支援の充実」が明記されるなど、介護予防や家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止も重要な課題となっています。

在宅介護実態調査では、「主な介護者の方が不安に感じる介護」について、要介護3以上では、「認知症状への対応」、「夜間の排せつ」、「日中の排せつ」について、主な介護者の不安が大きくなっています。

介護者への支援では、家族介護者の精神的・身体的負担軽減を図るため、相談体制の充実や介護者同士の交流支援に取り組んでいく必要があります。

そのため、家族介護者の介護に対する不安や経済的負担の軽減のため、相談やケア体制の充実を図ります。

(1) 家族介護者支援手当の支給制度

町では重度な在宅要介護者（要介護4又は要介護5の認定者）を介護する家族に対して、月額5,000円の手当を支給することにより、家族介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

4. 介護人材の確保、定着、育成

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっています。国によれば、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、約38万人の介護人材の不足が生じると推計されています。介護職員のスキルアップや働きやすい環境づくりのさらなる促進のため、国、県と連携し、介護人材の確保、定着、育成につながる支援に取り組みます。

基本目標3 住み慣れた地域で暮らしていくために

1. 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、要介護者等の日常生活圏域内をサービス提供の拠点として身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するサービスです。

これらのサービスは、事業所所在地の住民のみ利用可能なサービスであり、市町村がサービス事業者の指定権限を有しています。（事業所所在地以外の住民が利用する場合、事業所所在市町村に協議し同意を得てから、その事業所を指定することができます。）

※秩父圏域1市4町では、一部のサービスを除き、上記の同意について協定を結んでおり、市町間での協議が必要ありません。

今後も住民のサービス利用の意向等を踏まえながら定期巡回・随時対応サービスや複数の居宅サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護の導入など、利用者のニーズにあわせた柔軟なサービス提供を検討していきます。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行なうサービスです。居宅で要介護者を24時間支援するサービスとして、将来的に必要性が高まることが予想されることから、サービスの導入等について検討していきます。

（2）夜間対応型訪問介護

居宅の介護者であって、認知症の高齢者に適した通所介護を提供するためのサービスです。町内にこのサービスを提供する施設はありません。秩父郡市内の市町と連携し、サービスの利用について促進していきます。

（3）認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

居宅の介護者であって、認知症の高齢者に適した通所介護を提供するためのサービスです。町内にこのサービスを提供する施設はありません。秩父郡市内の市町と連携し、サービスの利用について促進していきます。

（4）小規模多機能型居宅介護

小規模でかつ「通い」、「訪問」、「泊まり」などの機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせて、居宅またはサービスの拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を提供するサービスです。町内にこのサービスを提供する施設はありません。秩父郡市内の市町と連携しサービスの利用について促進していきます。

(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者の人が、5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練の提供を受けるサービスです。本町においては、1箇所（2ユニット）開設しているとともに、秩父郡市内の市町の施設についても利用が可能となっています。

第7期計画期間中の整備は行わないものとします。

第7期期間中に整備が必要な事業所数	必要利用定員総数
0か所	0人

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）

定員が29人以下の小規模介護専用型特定施設で提供されるサービスです。町内にこのサービスを提供する施設はありません。

第7期計画期間中の整備は行わないものとします。

第7期期間中に整備が必要な事業所数	必要利用定員総数
0か所	0人

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員が29人以下の介護老人福祉施設で提供されるサービスです。町内には、本体施設との一体的な運営を行うサテライト型の施設が1箇所開設されています。

第7期計画期間中の整備は行わないものとします。

第7期期間中に整備が必要な事業所数	必要利用定員総数
0か所	0人

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

居宅の要介護者を支援するサービスとして、将来的に必要性が高まることが予想されることから、サービスの導入等について検討していきます。

(9) 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

今後も住民からの利用意向及びサービス事業者の事業参入の意向等を的確に把握し、民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を確保していきます。

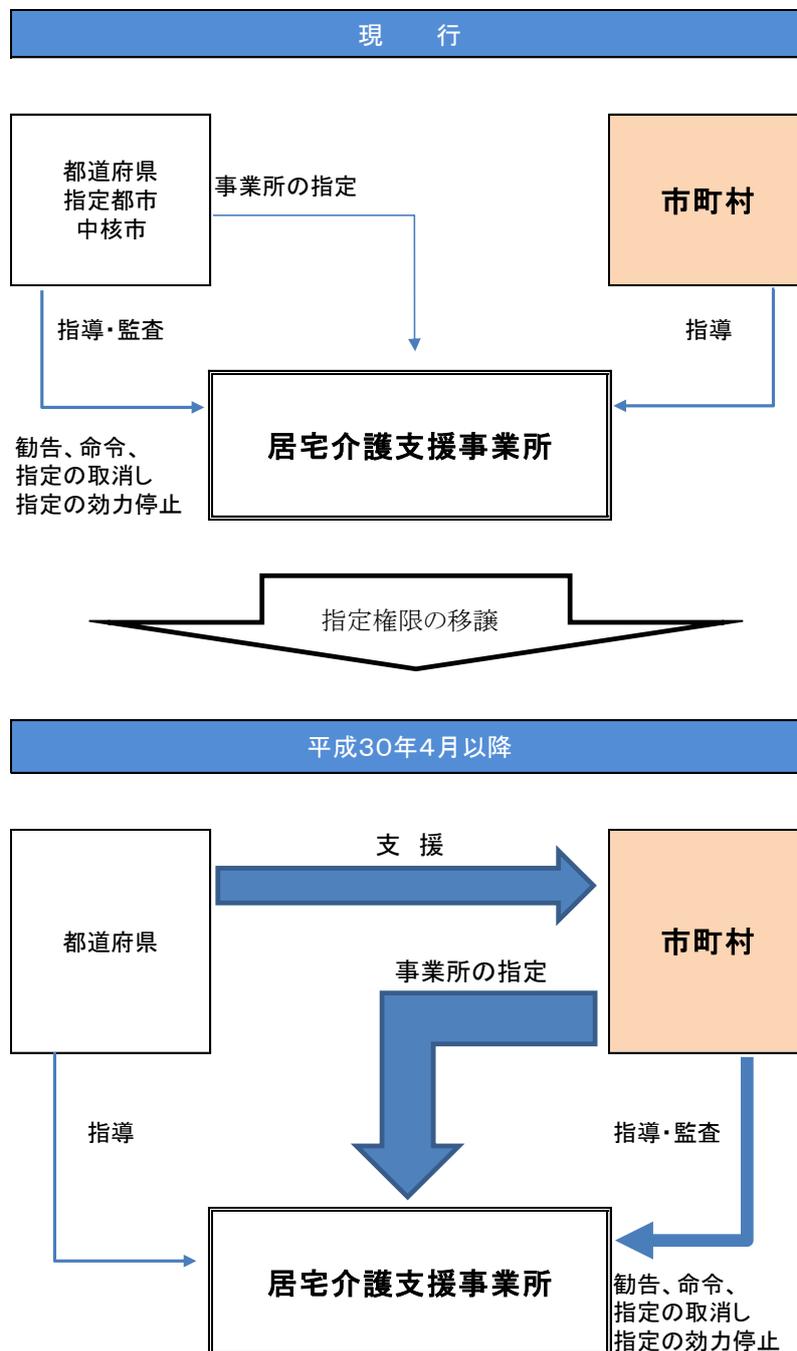
2. 居宅介護支援事業所の指定

今まで、居宅介護支援事業所の指定権限は埼玉県にありましたが、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から指定権限が市町村に移譲されます。

これにより、本町が事業者の指定を行うことになるため、適切な事業者の指導・監督に努めます。

また、事業者の指定を行うことで、本町の保険者としての機能強化が図られるため、本町の特性にあった効果的なサービスが展開され、要介護度の改善がされるなど具体的な成果につなげられるように取り組んでいきます。

○居宅介護支援事業所の指定権限の移譲のイメージ



3. 地域包括ケアシステムの推進

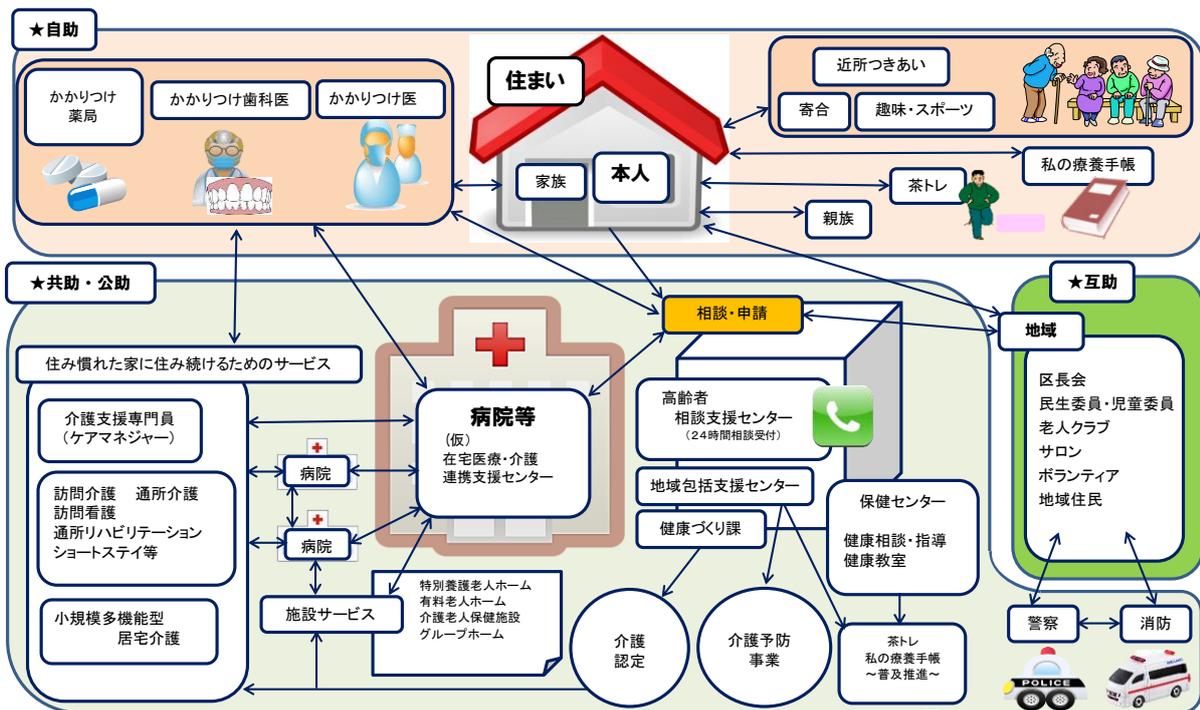
一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症など様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、第6期計画中の取り組みを発展させ、在宅医療・介護連携の推進などに積極的に取り組み、地域包括ケアシステムを推進します。

○日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事業などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を勘案し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、その圏域ごとに基盤を整備していくことが必要とされています。日常生活圏域の設定基準が人口3万人程度を1つの圏域として設定することが望ましいとされていることから、本町においては、第6期計画と同様に町全体を1つの圏域として設定します。

○おちちぶ版地域包括ケアシステムのイメージ



(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、持続可能な介護保険制度を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取り組みを進める必要があります。

そのために、すべての市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むことが制度化されました。

- ① データに基づく課題の分析と対応
- ② 適切な指標による実績評価
- ③ 実績評価に応じた財政的インセンティブの付加

横瀬町では、自立支援・重度化防止に向けた取り組みとして、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標（計画値）を設定し、その目標（計画値）を関係者間で共有するとともに、その取り組みの実績を評価する体制を構築します。

また、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「PDCAによる地域マネジメント」を推進することで、より一層の保険者強化を図ります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

介護だけでなく、医療の支援を必要とする高齢者が増加している中であって、こうした要介護者とその家族を支援する体制を構築することが求められています。

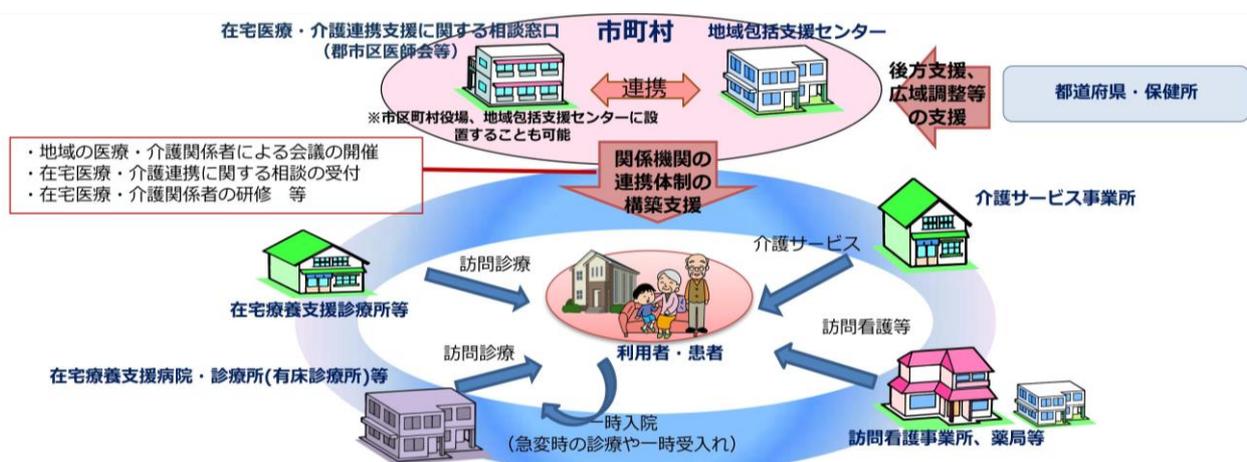
高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるために、退院支援から日常の療養支援、病状の急変時の対応まで、様々な場面で在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して、高齢者とその家族を支えていくことが必要です。

そのため、適切な在宅でのケアにより、安心して自宅で過ごすことができるよう、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリ専門職・看護師などの医療関係の専門職と介護支援専門員や介護福祉士などの介護福祉の関係者との連携を強化します。

また、医療ニーズが高い方や家族支援のために適切な対応ができる支援体制づくりを進めます。さらに、多様な組織や職種における情報と目的を共有し、地域包括ケアの強化を図ります。

- 地域の医療・介護資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

○在宅医療・介護連携の推進のイメージ



(3) 認知症支援策の推進

今後の急速な高齢化に伴い、認知症高齢者はさらに増加していくことが見込まれます。こうした中、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように本人やその家族への一層の支援を図るとともに、本人の状態に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。

認知症の状況に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示した認知症ケアパスや認知症についての正しい知識の普及、情報提供を推進します。

①認知症に対する知識の普及・啓発

認知症高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるためには、家族や地域住民の認知症に対する理解が必要です。高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれることから、地域全体で認知症高齢者を支えることができるよう、医療機関とも連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を推進します。

ア. 認知症ケアパスの周知

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を整理し、情報提供していきます。

イ. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成します。

■実績と見込量

単位：回／人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
実施回数	4	7	5	6	7	8	12
参加延べ人員	151	184	50	70	90	110	150

ウ. 認知症高齢者とその家族等の支援

認知症高齢者やその家族への支援を行うため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、認知症高齢者への相談・支援に対応できる人材の育成を図ります。

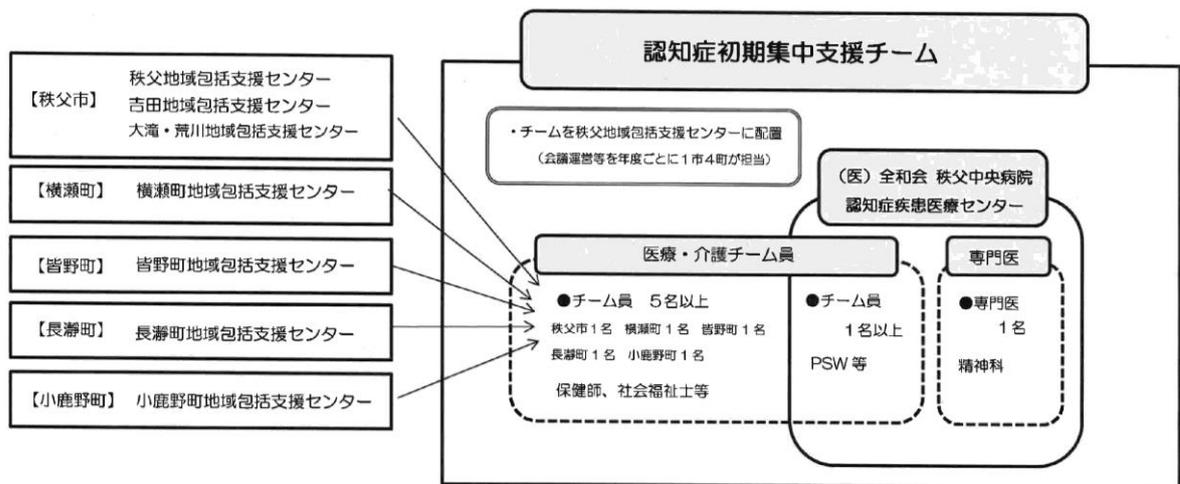
②認知症初期集中支援

認知症またはその恐れのある方やご家族に対し、関係機関と連携を図りながら、医療機関への受診や介護保険サービスの利用など助言と支援を行ないます。

また、地域包括支援センターでの認知症相談、認知症予防の取り組みを充実させ、認知症地域相談員・認知症地域支援推進員の配置及び認知症初期集中支援チームの充実を図ります。

※秩父圏域では、1市4町で連携して「認知症初期集中チーム」を配置し、認知症の方を支援するネットワークを構築することにより、ちちぶ版地域包括ケアシステムの充実を図ります。

〇ちちぶ版 認知症初期集中支援チームのイメージ



③認知症予防の推進

認知症の早期発見、早期対応に向け、支援対象者の把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。

本町では、介護予防教室や認知症予防教室を実施するとともに、関係事業を通じての認知症予備軍の把握や予防事業への勧奨を進めます。

また、住民主体の介護予防運動教室事業による閉じこもり予防や認知症予防を推進します。

④第2号被保険者への支援

65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症や脳卒中等の後遺症による高次脳機能障害を含む認知障害への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援体制の構築を図ります。

また、介護保険担当と障害福祉担当との連携を深め、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど切れ目のない支援体制の構築に取り組めます。

⑤地域・施設との連携

ア．地域との連携

家族介護者が身近な地域で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターに相談窓口としての中心的機能を設置し、保健・医療・福祉関係の機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティア団体などの協力のもと、認知症高齢者とその家族を地域全体で支え合う体制を整備していきます。

イ．施設との連携

グループホームや介護老人福祉施設などと連携を図りながら、認知症高齢者とその家族を支援する相談体制を整備していきます。

⑥認知症カフェの推進

認知症の人とその家族、地域住民等がカフェ等の形態で集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するとともに、認知症予防の取り組みを効果的に進めるため、介護保険事業者や地域住民などと連携し、推進していきます。

⑦介護マークの普及

介護マークは、認知症や障害のある方などを介護している方が、周囲から偏見や誤解等を受けないよう、介護中であることを理解してもらうためのマークです。

介護マークを介護者の方に安心して使っていただけるように普及を推進します。

○介護マーク



(4) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業です。

町では、高齢者等の生活支援サービスの体制整備を推進するため、「横瀬町生活支援・介護予防体制整備推進協議会」を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。

今後、介護人材など専門職に限らず、住民やボランティアなど地域の担い手の育成を進めていく必要があります。そのため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の担い手となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を育成します。

基本目標4 安全・快適な暮らしのために

1. 情報提供の充実

介護保険制度がスタートして以来、サービスの利用者は年々増加し、介護保険制度の理解については住民の間に浸透してきました。しかし、住民の方から介護サービスの利用方法等、介護保険制度の問い合わせもまだ多くあります。今後も引き続き、保健、介護、福祉に関する必要な情報をわかりやすく高齢者やその家族に積極的に提供していきます。

(1) 総合的、包括的な情報提供

地域包括支援センターを中心に、保健、介護、福祉に関する情報を一元的に得ることができるよう、窓口の体制を充実してきました。

今後も引き続き、地域包括支援センターを中心に、窓口の体制を充実します。

(2) 積極的な情報提供

町の広報紙、ホームページ、各種パンフレットなどにより、サービス利用方法やサービスの種類などの情報をわかりやすく提供してきました。

今後も、介護サービスの種類等の情報を積極的に提供するとともに、高齢者団体等への出前講座など、積極的に情報提供をしていきます。

2. 暮らしやすい生活環境の整備

高齢者が自立し、こころ豊かに安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

(1) バリアフリーのまちづくりの促進

車いすを使用する高齢者や身体機能の低下した高齢者が外出しやすくなるよう、町民や民間事業者との連携により、公共施設及び民間施設のバリアフリー化（スロープ、手すり、エレベーター、多機能トイレの設置等）の推進を図るとともに、バリアフリー化された道路ネットワークの形成を図ります。

(2) 高齢者の集いの場所（地域サロン）の確保

高齢者の健康と生きがいづくり及び閉じこもり防止のため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶飲み広場」のような高齢者の集いの場を開設しています。

今後も、地域福祉計画との整合性を図りながら身近な会場で気軽に参加できるよう、地域との協力体制を整えていきます。

3. 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域防犯・自主防災組織の活動を推進するとともに、緊急連絡網を整備し、緊急時における高齢者への支援体制を確立します。

また、高齢者一人ひとりの環境に対応した住まいや福祉施設の相談・支援を図ります。

(1) 緊急通報システム事業

慢性的な病気等があって、常時注意が必要なひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるように、緊急事態の際に通報できる電話回線を利用した緊急通報システムの普及を促進しています。

民生委員・児童委員等との連携により、ひとり暮らし等の高齢者を把握し、高齢者が安心して生活できるように、緊急通報システムの利用を促進します。

(2) 高齢者見守りネットワークの強化

地域包括支援センターや地域で高齢者と接する機会が多い関係機関や事業者等による高齢者見守りネットワークや、配食サービス等安否確認ができるサービスを活用して、地域での支え合いを通じて高齢者を見守る体制を強化します。

(3) 生活支援のための体制の整備

在宅で支援の必要なひとり暮らしの高齢者等の自立支援と要介護状態への進行を防止するため、買い物などの軽易な日常生活上の支援体制の整備を関係機関と連携を図りながら検討していきます。

また、身体機能の低下等により、独立して生活することに不安のある高齢者に対して、ケア会議等を開催し、生活支援の方法について地域全体で高齢者を支えていきます。

(4) 災害時に備えた体制づくり・地域との連携

高齢者の避難方法、避難後の生活や介護・支援体制等、災害時に必要な対応について横瀬町地域防災計画及び横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、災害時に備え、関係者の連携体制を構築します。

特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の場合は、消防団等の支援機関や地域支援者の支援がないと、災害時の救助は困難です。このため、横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に基づき、緊急時における避難の体制を整備します。

(5) 災害時の区長会、民生委員等、関係機関の連携

要介護者等は、避難後も食事から排泄に至るまで、通常の避難所における対応では、大きな支障が生じることが予想されます。こうした避難後のあり方を検討していくとともに、区長会、民生委員・児童委員、日本赤十字奉仕団等との災害時の連携体制を構築します。

4. 人権・権利擁護の推進

地域包括支援センター及び社会福祉協議会等との連携により、認知症高齢者等の権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、認知症高齢者等を支援することを目的として、成年後見制度に係る経費の一部について助成する制度を実施します。

また、高齢者が虐待に遭うケースも増えているため、高齢者の人権を守るために、虐待を早期に発見し、関係機関と連携した体制を整備します。

(1) 成年後見制度等の普及啓発

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度に関する情報提供や成年後見に取り組む団体等の紹介を行い、制度の利用促進を図ります。

横瀬町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業についても普及啓発を行います。権利擁護を推進するため、市民後見人の育成について検討します。

(2) 消費者被害の防止

悪質な訪問販売等の消費者トラブルや、振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口が多様化、深刻化し、特に高齢者の被害が多くなっていることから、埼玉県消費生活支援センター等と連携し、消費者教室等を開催し、正しい情報の選択ができるよう、被害防止に関する情報を提供・啓発します。また、地域において高齢者を見守り、被害を早期に発見するとともに、消費生活相談につなげる体制の整備を図ります。

(3) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待予防への正しい知識の普及啓発し、地域包括支援センターを中核として医療機関、民生委員・児童委員等地域関係者などと連携を図り、地域社会全体で虐待防止のために地域ネットワークの構築を推進します。

また、介護者の「介護疲れ」が虐待の原因になるとも考えられていることから、家族介護者への介護経験者同士が介護経験を共有し、学び合うなかから介護で疲れた心身の健康を回復していくことによって、虐待を予防する環境をつくります。

(4) 高齢者虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の実施

被虐待高齢者の存在については、主治医による把握、地域包括支援センターを中核としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護提供事業者（ケアマネジャー、ヘルパー等）による把握等、広く情報を収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。

また、認知症等によって自ら介護の必要性を訴えられない高齢者には、成年後見制度など必要なサービスの利用を支援します。

5. 高齢者の福祉施設サービス等

高齢者一人ひとりの環境に対応した住まいや福祉施設の相談・支援を図ります。

(1) 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を養護し、自立した生活を送っていけるよう必要な支援を行うことを目的とする施設です。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、必要に応じて措置入所を行っていきます。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、身体機能の低下等（自炊ができない程度）が認められ、高齢を理由として単身生活に不安が認められる人で、家族の援助を受けることが困難な人が入居できる施設です。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、情報提供等を行っていきます。

(3) 有料老人ホーム

高齢者が契約に基づき、一定の金額を負担して入居する施設です。常時10人以上の高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的としています。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、情報提供等を行っていきます。

(4) 横瀬町総合福祉センター

1階に老人福祉センター、2階に保健センターを併設する複合施設です。高齢者の健康づくり、生きがいくりの拠点となる施設です。横瀬町社会福祉協議会の事務所も当施設に置かれています。今後も、引き続き健康の増進、教養の向上、レクリエーションの実施など生きがいの場として提供しています。

6. その他の高齢者福祉施策

(1) 百歳長寿の祝い事業

町内居住の百歳になられた高齢者の長寿を寿詞、記念品等により祝福します。

(2) 健康長寿祝金支給事業

町内居住の77歳以上の節目（77歳・88歳・90歳・100歳）の高齢者に対し長寿を祝福し、健康長寿祝金を支給することにより健康の保持を奨励し、福祉の増進を図ります。

(3) 高齢者日常生活用具給付事業

65歳以上の低所得者のひとり暮らし等高齢者に、「電磁調理器」、「火災警報器」、「自動消火器」を給付します。

(4) 敬老会事業

地域福祉事業の一環として、町内居住の75歳以上の高齢者を対象に、敬老会を開催することにより、長寿を祝福し、敬意を表すことにより、町民全体で高齢者を敬う環境を整え、あたたかいところが和むまちづくりを推進します。

基本目標5 社会の一員としての生きがいある暮らしのために

1. 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ちながら、様々な機会を通じて支援し合うことができるよう、高齢者が主体的に活動（運動・地域貢献・就業等）することが必要であり、高齢者の社会参加の機会の充実に取り組みます。これにより、ボランティア活動を推進して地域住民がともに支え合う地域づくりを支援します。

（1）高齢者の就労支援

高齢者が、自らの豊かな経験と知識を活用し、働くことを通じて、高齢者が社会参加する機会を作るとともに、地域社会に貢献する喜びを感じることができる環境を整えるため、シルバー人材センター等への活動を支援していきます。

（2）老人クラブへの支援

地域を基盤として、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を推進する自主組織である老人クラブに対して、その活動、事業の育成を図っています。

地域でのきずなを深め、地域づくりを積極的に推進するため、会員相互の交流を深めるワナゲ、グラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動や健康教室、健康体操など健康づくりのための講座等、老人クラブ活動を支援していきます。

（3）高齢者ボランティアの育成

高齢者人口が増加する中、地域における健康づくり、介護予防など、住民一人ひとりの支え合いによるまちづくりがますます重要になっています。

今後も、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える活動など、高齢者自身によるボランティア活動を推進するために、横瀬町社会福祉協議会等と連携しながら、元気な高齢者ボランティアの育成と環境づくりを進めます。

2. 生涯学習、地域活動の促進

高齢期においても住み慣れた地域社会で、充実した心豊かな暮らしを送るためには、高齢者が生涯学習やスポーツ活動または趣味等に積極的に参加し、仲間づくりを行い、生きがいを持って生活していくことが重要です。

このため、公民館での講座等の情報を提供し、高齢者が多様な生涯学習、地域活動を行うことができる環境を充実するとともに、高齢者団体の自主活動を支援していきます。

(1) 生涯学習活動への支援

公民館での文化協会のサークル活動等への支援を通じて、高齢者の学習機会の充実を図ってきました。

健康づくり、生きがいづくりにおいて、スポーツ・レクリエーション活動の役割は大きくなっていますが、年齢に合ったメニューが不足しています。また、世代間交流の機会も充実が必要です。

今後も教育委員会等との連携を強化して、高齢者の状況に応じた健康・スポーツ教室などのメニューを充実し、生涯を通して楽しく気軽にできるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、横瀬町社会福祉協議会で実施している、小・中学校と連携した高齢者と子どもたちとの世代間交流事業をさらに充実し、次世代育成等、幅広い施策を視野に入れた、生涯学習活動を展開します。

地域の伝統行事等を若い世代に伝えるため、高齢者の豊富な知識と技術を生かした社会参加の場の促進と地域のふれあいの場の拡充を図ります。

3. 地域社会の理解の促進

高齢者が健康で自立した生活を送るためには、地域の人々の温かい支援と理解が必要です。

疾病の発症や加齢に伴う機能低下の予防を進め、高齢者や障害のある人が地域社会へ受け入れられ生き生きと暮らせるよう、地域で支え合う社会を構築するために既存の組織等と連携して、住民の理解を深めます。

(1) 地区組織、ボランティア組織の育成

民生委員・児童委員と連携し高齢者への日常的な声かけなど、地域で高齢者を見守る活動を実施していきます。

日本赤十字奉仕団等それぞれの組織の目的に応じて、支え合いの社会を目指すための働きかけを行います。また、横瀬町社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、高齢者を支えるボランティア組織の育成に努めます。

第4章

第7期計画の事業量及び給付費

第4章 第7期計画の事業量及び給付費

1. 介護保険サービス事業量の推計

高齢者の多くが、住み慣れた地域や在宅での介護を希望しています。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度に向けて、介護が必要となった場合でも、できるかぎり自立した生活が送れるよう、また医療病床から退院後に在宅医療の受け皿として、訪問看護やリハビリテーション系サービスの利用を促進し、重度化を防ぎます。

※27～28年度は介護保険事業状況報告年報、29年度見込は、介護保険事業状況報告月報（5月～9月分）の平均値×12ヶ月を掲載。

(1) 居宅サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。介護予防訪問介護は平成30年度以降総合事業に完全移行されます。サービス必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
訪問介護	355	336	374	372	420	432	576
介護予防訪問介護	304	151	0				

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどで入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。サービス必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
訪問入浴介護	26	39	71	48	60	60	72
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示書に基づき、看護師などが家庭を訪問して療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
訪問看護	99	126	149	192	216	264	360
介護予防訪問看護	9	15	9	24	36	48	72

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示書に基づき、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
訪問リハビリテーション	44	62	65	84	96	96	132
介護予防訪問リハビリテーション	75	75	94	96	108	120	144

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理と指導等を行うサービスです。今後も医療機関及び薬局等と連携・協力して、サービス提供体制を確保します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
居宅療養管理指導	113	120	158	168	180	228	264
介護予防居宅療養管理指導	15	27	11	48	48	48	48

⑥通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

介護予防通所介護においては、平成30年度以降は、総合事業へ完全移行されます。また、利用定員18人以下の小規模の通所介護事業については、地域密着型サービスに移行してサービス提供をしています。今後も住民からの利用意向及びサービス事業者の意向等を把握し、民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を確保していきます。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
通所介護	1,049	504	594	564	600	720	876
介護予防通所介護	350	173	8				

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うサービスです。今後も利用者が増加していくと予測されることから、医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
通所 リハビリテーション	259	305	357	336	372	420	492
介護予防通所 リハビリテーション	183	197	203	216	240	252	276

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うサービスです。今後も、緊急時の利用等についても検討し、より利用しやすいサービスの提供をめざします。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
短期入所生活介護	294	288	266	300	336	384	480
介護予防 短期入所生活介護	9	11	32	24	24	24	24

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を行うサービスです。今後も、緊急時の利用等についても検討し、より利用しやすいサービスの提供をめざします。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
短期入所療養介護	30	24	10	48	48	60	60
介護予防 短期入所療養介護	1	1	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。軽度者（要介護1以下）のサービス利用に制限があることから、利用者の状態に合ったサービス利用につながるよう事業所等との連携を図ります。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
福祉用具貸与	777	797	815	876	972	1,032	1,332
介護予防福祉用具貸与	217	237	299	288	300	324	372

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、排せつや入浴に使われる用具を購入した場合に、その費用の一部の支給をするサービスです。

利用者の状態に合ったサービス利用につながるよう、事業所等との連携を図ります。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
特定福祉用具購入費	17	13	19	24	24	24	24
特定介護予防福祉用具購入費	8	7	8	24	24	24	24

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け等小規模な住宅の改修をした場合に、その費用の一部の支給を行うサービスです。

近年、利用者が増えている状況から適切な改修が行われるよう、ケアマネジャーや住宅改修業者に制度の周知を図ります。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
住宅改修	15	14	25	24	24	24	24
介護予防住宅改修	7	6	2	12	12	12	12

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。介護保険施設とは異なる居住系サービスですが、制度の認知度が高まるとともに高齢者の居住環境のひとつとして増加傾向にあるため、サービス提供を必要に応じ検討します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
特定施設入居者生活介護	119	121	79	144	156	156	192
介護予防特定施設入居者生活介護	19	31	9	36	36	48	96

⑭居宅介護支援・介護予防支援

介護サービスの適切な利用ができるよう、利用者、家族等に各種サービスの情報の提供を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画にもとづくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行うサービスです。

研修などを通し、ケアマネジャーのサービスの質の向上を図ります。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
居宅介護支援	1,592	1,647	1,767	1,776	1,920	1,980	2,652
介護予防支援	822	668	469	792	828	876	1,092

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	12	24	24	36

② 夜間対応型訪問介護

夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0	12	12	12	12

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者がデイサービスセンターなどの施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
認知症対応型通所介護	11	19	1	48	60	72	132
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で「通い」、「訪問」、「泊まり」などの機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせ、居宅または施設において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
小規模多機能型 居宅介護	45	37	16	60	72	84	108
介護予防小規模 多機能型居宅介護	11	12	12	36	36	36	36

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けることにより、認知症の進行の防止に努めるサービスです。本町では、1施設（2ユニット）が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
認知症対応型 共同生活介護	125	129	108	144	144	144	144
介護予防認知症対 応型共同生活介護	0	0	0	12	12	12	12

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員が29人以下の施設で、常時介護を必要とする方が、自宅における介護が困難な場合に利用されるものです。食事や排せつ、入浴、着替えなどの日常生活の支援のほか、機能訓練、療養生活の支援などを提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	331	317	317	348	348	348	348

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	12	12	12

⑨地域密着型通所介護

デイサービスセンターに通ってもらい、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行うサービスで、利用定員が18人以下の事業所のものです。今後も住民からの利用意向及びサービス事業者の事業参入の意向等を的確に把握し、民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を確保していきます。

■実績と見込量

単位：人

年度	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
地域密着型通所介護	0	538	676	612	684	756	912

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅において介護が困難な方に、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護などを行うサービスです。本町では、1施設が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
介護老人福祉施設	357	387	412	492	516	600	720

②介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定し、在宅復帰を目指すためのリハビリテーションを中心とした、介護を必要とする方を対象とした施設です。医学的な管理のもとでのリハビリテーションなどが受けられるサービスです。本町では、1施設が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
介護老人保健施設	418	427	451	456	504	516	528

③介護療養型医療施設（療養型病床・病院等）

長期的な療養を必要とする方に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行うサービスです。平成30年度以降も医療機関の療養病床から介護医療院等への転換意向等を踏まえ、関係機関と連携します。

■実績と見込量

単位：人

区分	実績			見込量			
	27年度	28年度	29年度見込	30年度	31年度	32年度	37年度
介護療養型 医療施設	33	25	28	24	12	0	

④介護医療院

「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。埼玉県や近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

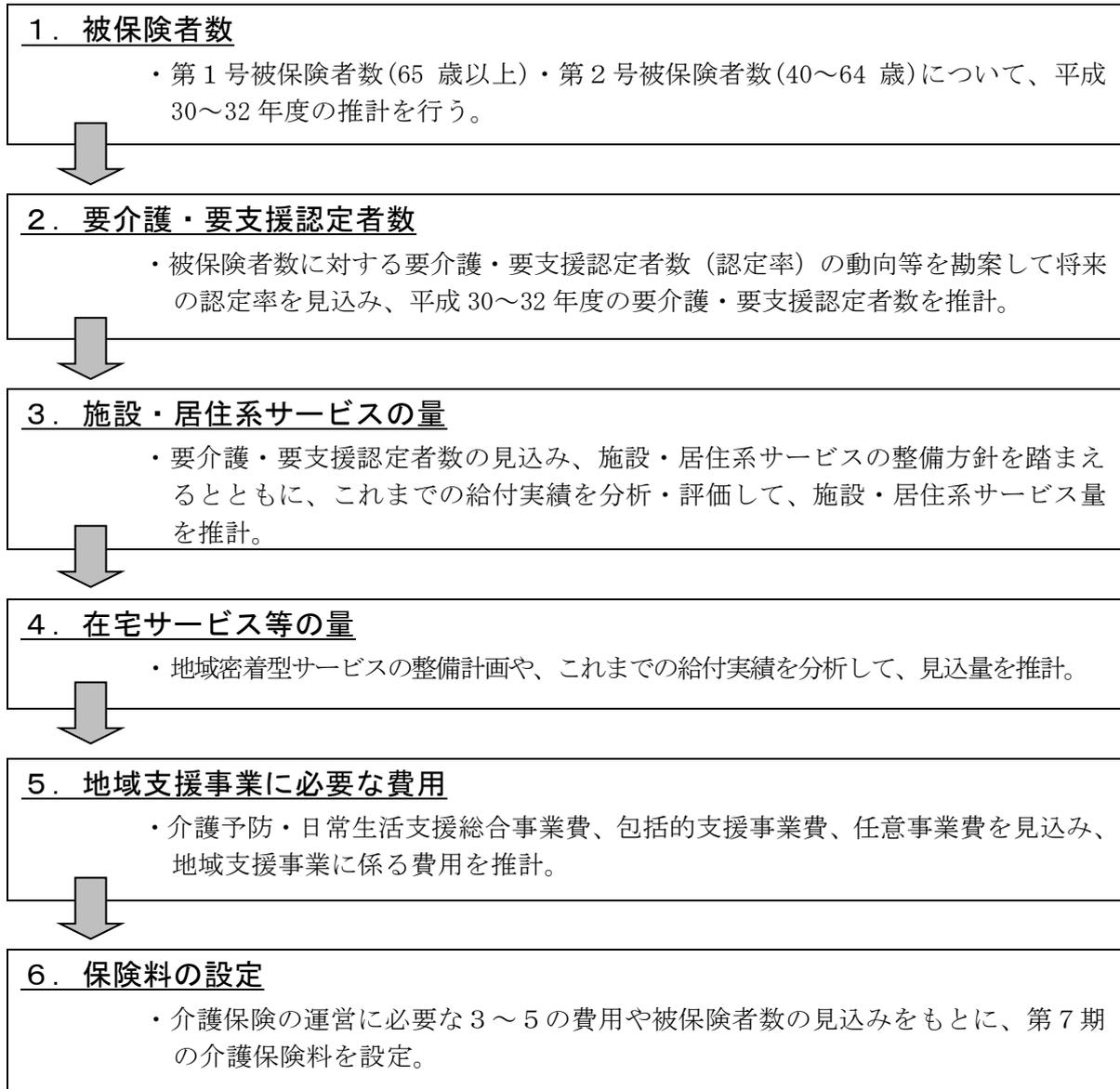
■実績と見込量

単位：人

区分	見込量			
	30年度	31年度	32年度	37年度
介護医療院	0	12	24	72

2. 介護保険給付費推計

(1) 介護保険料の算定の流れ



(2) 介護保険事業費の推計値

①介護予防給付費

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問介護	5,403	2,658	0				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	402	305	104	920	1,381	1,841	2,761
介護予防訪問リハビリテーション	2,003	2,223	3,929	2,922	3,344	3,766	4,609
介護予防居宅療養管理指導	182	343	106	565	565	565	565
介護予防通所介護	9,639	4,066	265				
介護予防通所リハビリテーション	5,893	6,030	6,345	6,611	7,324	7,793	8,503
介護予防短期入所生活介護	215	526	1,316	539	539	539	539
介護予防短期入所療養介護(老健)	43	14	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,251	1,095	1,915	1,317	1,364	1,477	1,685
特定介護予防福祉用具購入費	258	152	149	531	531	531	531
介護予防住宅改修	290	412	93	524	524	524	524
介護予防特定施設入居者生活介護	1,554	2,184	1,064	2,574	2,575	3,180	5,980
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	511	512	522	2,388	2,389	2,389	2,389
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	2,616	2,617	2,617	2,617
(3)介護予防支援	3,670	2,990	2,063	3,563	3,727	3,943	4,915
合計	31,315	23,509	17,870	25,070	26,880	29,165	35,618

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

②介護給付費

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	19,248	14,337	13,663	14,406	16,864	17,085	23,346
訪問入浴介護	930	2,021	4,727	2,216	2,910	2,910	3,533
訪問看護	3,277	4,842	5,116	8,237	9,330	11,233	14,983
訪問リハビリテーション	1,555	2,110	2,229	2,822	3,132	3,132	4,417
居宅療養管理指導	1,431	1,276	1,589	1,806	1,874	2,343	2,722
通所介護	98,343	40,977	50,307	48,310	51,799	62,223	76,047
通所リハビリテーション	19,600	20,783	23,936	24,041	26,896	30,613	35,920
短期入所生活介護	39,613	36,381	27,603	34,277	38,930	45,581	57,619
短期入所療養介護(老健)	2,110	1,717	811	3,313	3,314	4,240	4,240
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	11,785	11,899	12,388	13,539	15,219	16,269	20,967
特定福祉用具購入費	420	323	322	462	462	462	462
住宅改修費	1,242	1,006	2,324	1,319	1,319	1,319	1,319
特定施設入居者生活介護	20,127	21,126	13,796	26,075	28,723	28,723	36,152
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	2,069	4,141	4,141	6,211
夜間対応型訪問介護	0	0	0	346	347	347	347
認知症対応型通所介護	672	1,742	968	2,715	3,685	4,654	7,758
小規模多機能型居宅介護	9,173	6,279	3,131	10,811	13,510	14,949	19,453
認知症対応型共同生活介護	30,761	31,477	33,029	35,848	35,864	35,864	35,864
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	77,355	70,749	75,630	77,386	77,421	77,421	77,421
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	2,189	2,189	2,189
地域密着型通所介護	0	48,268	56,885	56,259	64,339	72,394	87,374
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	85,891	93,109	100,219	117,576	123,177	141,850	170,759
介護老人保健施設	110,112	108,603	119,469	115,635	128,121	130,966	134,131
介護医療院				0	3,465	6,931	20,792
介護療養型医療施設	10,077	7,414	9,506	6,928	3,465	0	
(4) 居宅介護支援	23,749	23,495	24,962	24,987	27,173	27,999	37,688
合計	567,471	549,935	582,611	631,383	687,669	745,838	881,714

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

(3) 標準給付費の見込額

単位：千円

	第7期				平成 37年度
	合計	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
標準給付費見込額	2,320,972	704,236	772,349	844,387	993,743
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	2,172,102	656,220	722,726	793,156	938,791
総給付費	2,146,005	656,453	714,549	775,003	917,332
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	1,078	233	398	447	557
消費税率等の見直しを 勘案した影響額	27,175	0	8,575	18,600	22,016
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	99,000	32,000	33,000	34,000	36,000
特定入所者介護サービス費等給付額	99,000	32,000	33,000	34,000	36,000
補給給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	40,719	13,070	13,573	14,076	15,081
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,144	2,614	2,715	2,815	3,519
算定対象審査支払手数料	1,008	332	336	340	352
審査支払手数料一件あたり単価		40	40	40	40
審査支払手数料支払件数	25,200	8,300	8,400	8,500	8,800

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

(4) 地域支援事業費の見込額

単位：千円

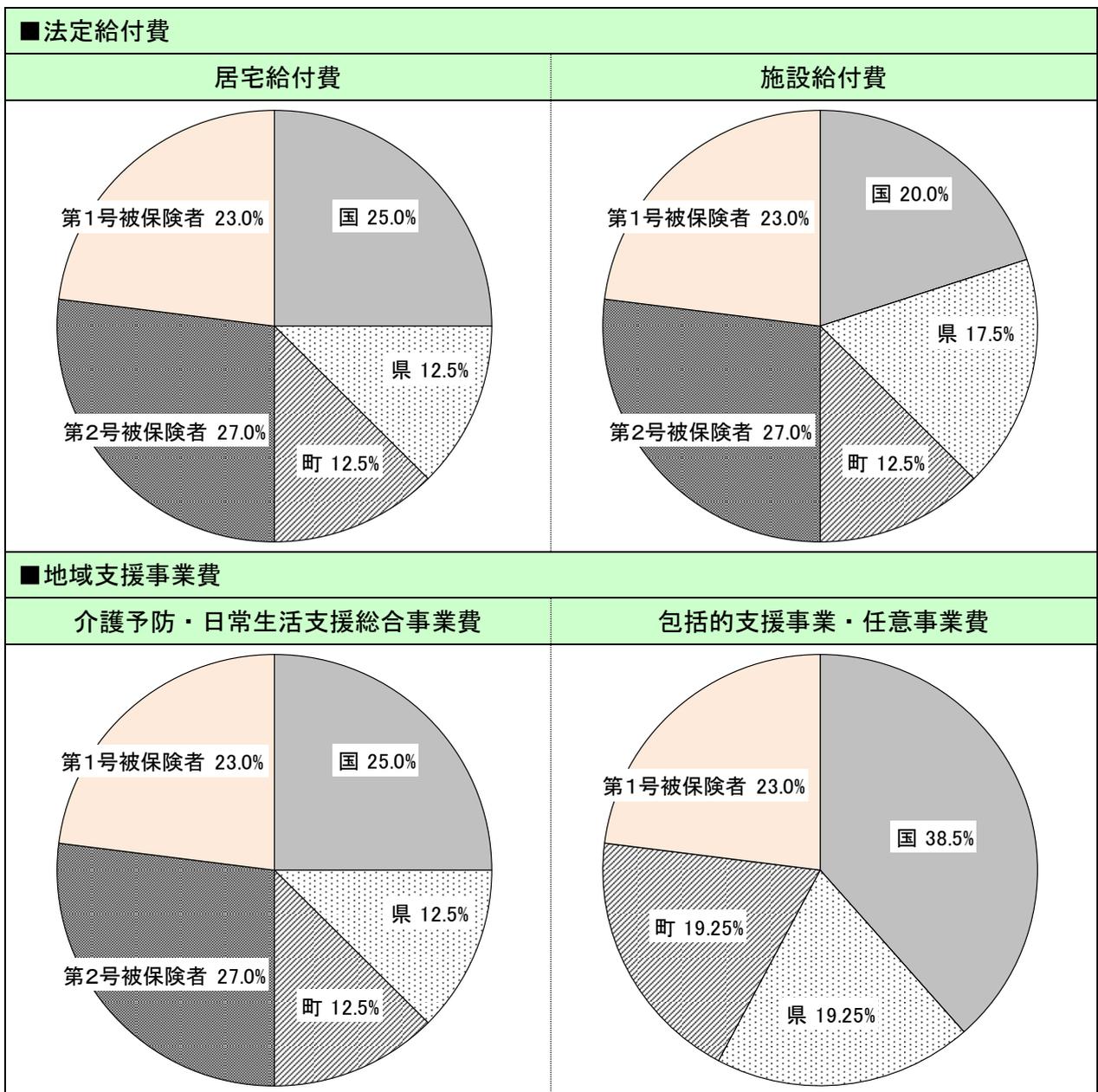
	第7期				平成 37年度
	合計	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
地域支援事業費	111,004	35,913	36,990	38,100	41,000
介護予防・日常生活支援総合事業	79,677	25,778	26,551	27,348	29,000
包括的支援事業・任意事業費	31,327	10,135	10,439	10,752	12,000

3. 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を国・県・町による公費で賄うことが基本となっています。

第1号被保険者は給付費の23%を負担することになりますが、調整交付金の割合によって、負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。



4. 第7期介護保険料の見込み

高齢者人口や要介護・要支援者の増加、サービス量の増加などに伴い第7期計画（3年間）の標準給付費は年々伸び、3年間合計で約23億円と見込まれます。これに地域支援事業費などを加えて、第7期計画の介護保険料を見込みます。

■介護保険料の算定

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額（A）	704,236	772,349	844,387	2,320,972
地域支援事業費	35,913	36,990	38,100	111,004
介護予防・日常生活支援総合事業（B）	25,778	26,551	27,348	79,677
包括的支援事業・任意事業費（C）	10,135	10,439	10,752	31,327
第1号被保険者負担分相当額 （（A+B+C）×23.0%=D）	170,234	186,148	202,972	559,354
調整交付金相当額（（A+B）×5.0%=E）	36,501	39,945	43,587	120,032
調整交付金見込交付割合	5.0%	4.6%	4.2%	
調整交付金見込額（F）	36,355	36,909	36,787	110,051
介護給付費準備基金取崩額（G）				60,200
保険料収納必要額（C+D-E-F=H）				509,136
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）	2,758	2,774	2,794	8,326
予定保険料収納率（J）			98.0%	
保険料の基準額【（H÷J）÷I÷12ヶ月】			月額基準額	5,200

※端数処理の関係により計の数字が合わないものがあります。

第1号被保険者の所得段階別保険料額は次のとおりです。

■ 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準月額に対する割合		
		30年度	31年度	32年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方 	0.50	0.50	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円以下で第1段階以外の方	0.75	0.75	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.90	0.90	0.90
第5段階 〔保険料基準月額 5,200円〕	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で第4段階以外の方	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	1.70	1.70	1.70

資料編

資料編

1. 横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 10 年 12 月 1 日

改正 平成 17 年 7 月 27 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

平成 23 年 5 月 17 日告示第 29 号

(設置)

第 1 条 横瀬町高齢者保健福祉計画の見直し及び横瀬町介護保険事業計画の策定（以下「計画の策定等」という。）を行うとともに、高齢者に関する保健・福祉・医療等の各種サービスの総合的推進を図ることを目的として、横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定等及び高齢者サービスの総合的推進のため、次の事務を所掌する。

(1) 計画の策定等に必要の審議及び意見聴取等を行うこと。

(2) 高齢者に関する保健・福祉・医療関係者相互の情報交換を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 保健医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 被保険者代表

(5) 一般公募町民

(6) 学識経験者

(7) 行政関係者

(8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定等の審議が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月27日)

この告示は、平成17年7月27日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

2. 横瀬町高齢者保健福祉計画等策定委員会委員名簿

(順不同：敬称略)

	団体名（所属）	◎委員長 ○委員長代理	氏 名	設置要綱第3条
1	横瀬町議会	◎	浅見 裕彦	(1) 町議会議員
2	荻原医院		石郷岡 聡	(2) 保健医療関係者
3	特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ		中根 正喜	(3) 福祉関係者
4	グループホーム万年青		石野 敬一郎	
5	横瀬町民生委員・児童委員協議会		松 嶋 君子	
6	横瀬町社会福祉協議会		大野 雅弘	
7	横瀬町赤十字奉仕団		松崎 恵子	(4) 被保険者代表
8	被保険者代表		横田 正行	
9	横瀬町老人クラブ連合会		諸 愛蔵	(6) 学識経験者
10	横瀬町区長会	○	若林 隆三郎	
11	埼玉県秩父福祉事務所		羽生 公洋	(7) 行政関係者
12	横瀬町いきいき町民課		大場 玲子	

【 事 務 局 】

健康づくり課	職名	氏名
	課 長	小泉 明彦
介護保険担当	副主幹	浅見 繁
介護保険担当	主 査	浅見 陽子
地域包括支援センター	主 査	浅見 小夜子

計画策定委託業者

株式会社 ワイズマンコンサルティング	研究企画部 研究員	山口 孝紘
--------------------	--------------	-------

3. 策定経過

月 日	項 目	内 容
平成 29 年 2 月 10 日 ～2 月 28 日まで	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 配布 1,478 件 回収 1,123 件 ・ 在宅介護実態調査 配布 234 件 回収 146 件
平成 29 年 7 月 28 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱書交付 ・ 策定委員会の役割について ・ 現状報告（第 6 期計画値等の検証）
平成 29 年 10 月 27 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査等の集計結果について ・ 第 7 期計画（骨子案）について
平成 29 年 12 月 15 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期計画（素案）について
平成 30 年 1 月 15 日 ～2 月 13 日まで	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月号広報、町ホームページに掲載 ・ 実施場所 [健康づくり課窓口、町民会館 芦ヶ久保出張所、総合福祉センター]
平成 30 年 2 月 23 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期計画策定へ (パブリックコメント等を踏まえ、最終調整)
平成 30 年 3 月	町 3 月定例議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険条例改正 (第 7 期計画期間の介護保険料について)

4. 用語解説

用語	内容
■ あ行	
NPO	民間非営利組織（Non-Profit-Organization）の略称で、営利を目的とせず、継続的に社会的活動を行う民間の組織（団体）のこと。
■ か行	
介護給付	要介護認定者が介護保険サービスを利用する際に提供される、介護サービスや介護に関わる費用の給付のこと。
介護給付費準備基金	介護給付費の見込みを上回る給付費の増などに備えるために、第1号被保険者の保険料の余剰金を積み立てて管理するために設けられている。介護給付費に充てる介護保険料に不足が生じた場合は、必要額をこの基金から取り崩して財源を補填する。
介護報酬	介護保険制度において、介護サービス事業者・施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。
介護保険施設	介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた施設のこと。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類がある。
介護保険法	平成12年4月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度。
介護予防	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることによって、高齢者が自立した生活を送れるようにすること。
介護予防サービス	要支援1、2の方を対象に、介護を要する状態の軽減や重度化防止（介護予防）を目的として提供されるサービスで、介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーションなどがあります。介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度から、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。
ケアプラン（介護サービス計画）	要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態や日常生活を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを決めて作成した計画。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護を受ける要支援者・要介護者本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、本人や家族の希望に添った適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市町村ならびに特別区や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う者。都道府県が実施する試験に合格したのち、実務研修を修めることで資格を得る専門職。

用語	内容
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の者。
国保連合会	国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行なうことを目的にして設立された公法人で、各都道府県に1団体設立されている。
■さ行	
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間組織。具体的な活動内容は、それぞれの地域の実情、特殊性などにより広範多岐にわたる。その主なものは、生活福祉資金の貸付け、心配ごと相談、老人クラブの育成援助、こども会の育成援助、障害者援助、ボランティア活動の育成援助、共同募金への協力等。
生活習慣病	心疾患、脳血管疾患、がん、歯周疾患、骨粗鬆症等の食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。
成年後見制度	精神上の障害等により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの人を不利益からまもる制度。
前期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、65歳～74歳の者。
■た行	
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。
第2号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	昭和22～24年（1947～49年）ごろの第1次ベビーブーム期に生まれた世代。
地域共生社会	公的な支援やサービスだけに頼るのではなく、地域の住民が共に支え合い課題を解決していくこと。 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じて、①地域包括支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、③地域課題の把握などに取り組みます。 多職種の顔が見える関係づくりを土台として、地域全体での支援体制の強化を図るもの。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

用語	内容
地域密着型サービス	高齢者が、認知症や要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、高齢者の最も身近である市町村が、サービス事業者の指定や指導・監督を行う。原則として、指定した市町村の住民のみがサービスを利用できる。
■な行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らせるよう、人口・生活区域・生活形態・地域活動等を考慮して市町村が設定する区域をいいます。中学校区を基本単位として、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域で設定している。
認知症	脳の病気により記憶力や判断力が低下し、生活に支障が出ている状態のこと。アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、脳血管疾患等の症例が挙げられる。
認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加でき、お互いの悩みや体験を話し合う交流の場。
認知症ケアパス	認知症の進み具合や状態に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービスなどを示すもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域の応援者のこと。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症の初期の段階で専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら集中的に支援を行う。
認知症地域支援推進員	認知症に関する専門的知識及び経験を有する者で、国で定める認知症地域支援推進員研修を修了した者をいい、地域包括支援センター等に配置している。医療機関、介護サービス事業所及び地域の関係機関をつなぐコーディネーターとして医療と介護の連携や認知症施策の企画調整を行い、認知症の人やその家族を支援する役割を担う。
■は行	
パブリックコメント	行政機関が条例や基本計画などを制定するに当たって、事前にその案を示し、広く住民の方から意見を募集するもの。
保険料	介護保険給付費のうち半分は、第1号被保険者と第2号被保険者より徴収される保険料でまかなわれる。第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料は、それぞれ総人口比で按分され、負担割合が定められている。第2号被保険者保険料は全国一律で設定、徴収されるが、第1号被保険者保険料は各市町村で算出、設定される。保険料は3年毎に見直される。
■ま行	
見える化システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

用語	内容
■や行	
要介護者	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護保険制度において、要介護1～5に相当し、介護給付の対象となる。
要介護度(要介護状態区分)	介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分で、「要支援1～2」「要介護1～5」の7段階に区分されている。
要介護認定	介護保険への申請被保険者本人や家族を面接し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査し、調査の結果を介護認定審査会に諮り、要介護認定区分等を市町村が決定すること。
要支援者	要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態のこと。介護保険制度において、要支援1～2に相当し、予防給付の対象となる。
■ら行	
老人福祉法	高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な設置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的に、昭和38年に制定されました。
老老介護	要介護者と介護者がともに高齢者で、高齢者が高齢者を介護するという意味で表現される言葉です。

**横瀬町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
《第7期（平成30年度～32年度）》**

発行年月 平成30年3月

発行 横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL : 0494-25-0116

FAX : 0494-21-5155

URL : <http://www.town.yokoze.saitama.jp/>